

平成29年 朝日村議会

9 月 定 例 会 会 議 録

平成29年 9月7日 開会

平成29年 9月20日 閉会

朝 日 村 議 会

平成29年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第38号から議案第50号までの上程	6
○議案提案説明	7
○健全化判断比率等報告	2 1
○決算審査報告	2 2
○議案内容説明	2 6
○散 会	2 7
○署名議員	2 9

第 2 号 (9月15日)

○議事日程	3 1
○出席議員	3 1
○欠席議員	3 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1

○事務局職員出席者	3 1
○開 議	3 2
○議事日程の報告	3 2
○会議録署名議員の指名	3 2
○諸般の報告	3 2
○一般質問	3 2
高 橋 廣 美 君	3 3
中 村 賢 郎 君	3 7
上 條 俊 策 君	4 1
齊 藤 勝 則 君	4 9
上 條 昭 三 君	5 8
北 村 直 樹 君	6 4
小 林 弘 幸 君	7 4
塩 原 智 恵 美 君	8 5
林 邦 宏 君	9 9
○散 会	1 1 0
○署名議員	1 1 1

第 3 号 (9月20日)

○議事日程	1 1 3
○出席議員	1 1 3
○欠席議員	1 1 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 4
○開 議	1 1 5
○議事日程の報告	1 1 5
○会議録署名議員の指名	1 1 5
○諸般の報告	1 1 5
○常任委員長の報告	1 1 6
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 1 7

○議案第 38 号から第 50 号までの質疑、討論、採決	1 1 9
○追加議案 議案第 51 号及び発議第 4 号から第 8 号までの上程	1 2 5
○議案提案説明	1 2 5
○議案内容説明	1 2 6
○議案第 51 号及び発議第 4 号から第 8 号までの質疑、討論、採決	1 2 7
○議員派遣について	1 3 0
○閉会中の継続調査の申し出について	1 3 0
○村長挨拶	1 3 0
○閉 会	1 3 2
○署名議員	1 3 3

平成29年朝日村告示第40号

平成29年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月31日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成29年9月7日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成29年朝日村議会9月定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成29年9月7日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第38号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第39号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

第 7 議案第40号 平成28年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第 8 議案第41号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 9 議案第42号 平成28年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議案第43号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第44号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第45号 平成28年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第46号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第47号 平成29年度朝日村一般会計補正予算(第2号)について

第15 議案第48号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第16 議案第49号 平成29年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

第17 議案第50号 平成29年度朝日村下水道特別会計補正予算(第2号)について

第18 議案提案説明

第19 健全化判断比率等報告

第20 決算審査報告

第21 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教育 長	二茅 芳郎 君
代表監査委員	上條 孝也 君	会計管理者兼 総務課 長	上條 晴彦 君
住民福祉課長	上條 文枝 君	住民福祉課 健康づくり 担当 課 長	原 貞子 君
生活環境課長	塩原 康視 君	産業振興課長	上條 靖尚 君
会計課長	林 さとみ 君	教育 次 長	清沢 光寿 君

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年朝日村議会9月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

2番 中村賢郎 議員

3番 上條俊策 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月20日まで、14日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

◎議案第38号から議案第50号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、議案第38号から日程第17、議案第50号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第18、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成29年朝日村議会 9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、去る8月29日でございますが、北朝鮮から北東に向け弾道ミサイルが発射をされ、我が国の北海道上空を通過しまして太平洋上に落下しました衝撃的の事件がありました。このことは、当日、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートでございますが、これによりまして国民に緊急情報で伝えられ、当村でも防災行政無線で警戒をするよう呼びかけられたところでございます。

さらに、9月3日には、北朝鮮は6回目の核実験を行いました。しかも、従来より威力の高い水素爆弾と言われておりまして、近隣国の我が国では国民の不安が募り、重大な脅威となっております。ただ、これによります放射線量が現在我が国では測定されていないことがせめてもの救いとなっております。

特に弾道ミサイルの発射は、飛距離、いわゆる飛ぶ距離が約2,700キロと言われ、この間の飛行時間は14分ということでありまして、国民にJアラートで緊急情報を発信している最中に既に我が国上空を飛んでおりまして、しかも頑丈な建物や地下への避難を呼びかけられましたが、村民の皆様には、ただただ不安と恐怖におののかれたことと存じます。

このように危機をはらんだ朝鮮半島情勢がどのような方法で安全、安定できるのかは、国連の機構を通じまして国際社会の連携、連帯が極めて重要であり、大きな課題となっているところでございます。

次に、防災についてでございます。

本年6月、当村定例議会後の6月25日に、木曾郡木曾町と王滝村で震度5強の地震が発生をし、家屋の倒壊等の被害が報道をされております。しかも、その後60回以上の余震が続き、33年前の昭和59年に王滝村を中心としました県の西部地震では山林崩落によるとうとい人命が奪われ、しかも3年前の平成26年には、御嶽山噴火等相次ぐ災害に、地域住民の不安が募っているところでございます。

また、本年7月の九州北部の豪雨災害は、福岡県、大分県の被災地で甚大な被害が発生しました。しかも、福岡県では山林崩落の流木による被害が増大したと言われております。同じく7月末には、秋田県で豪雨災害による大きな被害が発生をいたしております。改めまして犠牲者の皆さんに心からご冥福をお祈りし、災害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げ、早急の復旧を願うところでございます。

当村としましては、九州北部豪雨災害及び秋田県大雨災害地支援に、役場窓口及び社会福祉協議会窓口で義援金の受付を行いました。7月から8月までの義援金は、九州北部豪雨災害に16万1,737円を村民の皆様からご支援をいただきました。早速、日本赤十字社及び共同募金会を通じまして被災地に送らせていただきました。ご支援をいただきました村民の皆様の心温まるご協力に感謝を申し上げます。

なお、途中から「九州北部大雨災害」と名称変更になりましたが、義援金は12月末まで受け付けておりますので、村民の皆様の善意をお願いするところでございます。

そこで、当村では、去る3日の日曜日に朝日村地震総合防災訓練を実施いたしました。昨年、松本広域圏の各市村が歩調を合わせて一斉訓練を実施したところでございます。私どもの中信地域に大災害が発生しますと、道路網は遮断され、電線は切断し、停電が続きます。通信は途絶え、広域消防の応援体制も難しく、なおかつ国の支援は人口密集地を優先しますので、私どもの「在」は救援がおくれるものと自覚しなければなりません。

そのような状況の中で、命にかかわります方、出産を迎えている方など最優先対応の取り組みや、負傷者救護の対応は極めて重要であります。救護態勢には時間を要するものと想定をされます。このようなことから、まずは自分の身は自分で守る、いわゆる自助と、近隣の皆さんとの助け合い、いわゆる共助が重要でありまして、防災部会ごとの意識の共有が求められております。このことは、私どもの田舎でも近年は隣村のきずなが薄れていると言われておりますが、日ごろから日常生活で近所とのかかわりやつながりを深めていただくことを願うものでございます。

村の災害対策本部といたしましては、初期対応、予知の事前対応が重要でありまして、防災行政無線網を活用しました村民への周知、また村内の13カ所に設置してあります双方向施設、これは「アンサーバック」と言っておりますが、これによりまして防災部会を初め村民からの情報伝達が素早く確認ができ、的確な判断による対応が求められます。

そこで、防災行政無線は1チャンネルで運営をしておりましたが、同時に複数対応ができませんので、本年度から2チャンネルを増設しまして3チャンネル体制といたしました。こ

れによりまして、同時に3カ所との通話ができるよう効率のよい対応訓練を実施したところでございます。

これらを踏まえまして、平成25年から訓練内容を村主導型から防災会、いわゆる区ごとの実情に合った訓練とするため、防災会長の区長さんのもとで、防災部会長、これは地区長さんであります——と消防各分団幹部との事前協議により、防災会ごとにテーマを持った訓練をされたところでございます。本年度の訓練参加者は1,031人で、昨年対比26人の増となっております。

また、災害対策本部、これは主に役場職員でございますが、この訓練では、職員初動マニュアルに基づきました役割分担の再確認によりまして、担当の機能が発揮できるよう協議がされ、関係機関との連携対応について確認を行ったところでございます。そして、災害ボランティアと避難所開設についての勉強会を初め、避難所本部運営の訓練を実施いたしました。

さらに、救護所の設置につきましては、医師会の協力をいただきまして、松本広域圏災害時医療連携に基づき、国立病院機構・まつもと医療センターから医療チームを派遣していただき、村内の三村内科医院と連携したトリアージ訓練による負傷者等の効率的対応訓練を実施いたしております。

また、そのほかに、沢上、沢下、南上、南下の上古見地区では、6月に土砂災害防災訓練を実施いたしました。独自訓練により、今後、上古見地域の安全訓練を実施する計画となっております。

次に、本年夏、6月から8月でございますが、この天候についてでございます。

長野地方气象台によりますと、本年の夏、これは6月から8月につきましては、7月上旬に梅雨明け後、前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多かった年でございます。そこで、松本地方では、平均気温は平年並みの23.1度ございまして、降水量は平年の72%と少なく、日照時間は平年並みとなりました。特に6月の降水量は平年の47%で、極めて少なく、日照時間は平年の143%となりまして、まさに空梅雨の天候でございます。

8月の降水量につきましては平年の79%でありましたが、日照時間も平年の76%であり、気温は平年並みながら雨が少なく曇りの日が多く、ぐずついた天候が続いた年でございます。これによりまして、8月の日照時間が8時間を超えた日は4日間と少なく、35度以上の猛暑日は1日という記録となっております。

このような気象条件ではありましたが、国内では、熱中症による救急搬送患者が報道をされました。当松本広域消防局管内では、本年度8月までの熱中症に起因をします救急搬送は

113件でございまして、昨年より3件多く、このうち住宅内での発生が45%ということでございます。朝日村の救急搬送はゼロ件でございまして、昨年に続き良結果でございまして、村民の皆様の健康管理に対する意識の高さが証明され、健康村活動が活かされていることに敬意を表するものでございます。

それでは、この際、当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、平成28年度の決算についてでございます。

私は就任以来、朝日村を朝日村として持続していくために、また村民の皆様が安心して暮らせる村づくりのために、財政の健全化、安定化は極めて重要な課題として一貫して取り組んでまいりました。今定例会は前年度、平成28年度の決算認定議会でもございますので、国が示します自治体の健全化指標、これは5つの項目がありますが——等を含めまして、財政状況を若干申し上げます。

まず、借金の返済比率をあらわします実質公債費比率につきましては6.9%で、昨年より0.4ポイントの改善をすることができました。昨年度公表をされました県内77市町村の平均は6.4%でありますので、当村は県の平均値に近い数字となっております。

また、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年同様数値なしとなっております。この中で財政運営の重要なポイントは経常収支比率でございまして、平成28年度の決算は75.9%で、前年度対比5.7ポイント上昇しましたが、原因は、昨年度臨時財政対策債を活用しなかったことによるものでございます。

ちなみに、県が発表しております最新データの平成27年度では、当村は県内6番目の数字でありましたが、この年の町村平均数字は77.3%であり、県内77市町村の平均は83.5%でありますので、県内市町村の中では弾力性のある財政運営となっております。このことが例年新しい事業に積極的に取り組める原資となるものでございます。

一方、村の借金であります村債と将来にわたり負担が義務づけられております債務負担を合わせました借金の合計は全7会計で53億円でございまして、昨年度より2億円の改善がされております。

また、貯金に当たります積立金の総額は32億円でございまして、昨年度より1億円の増となっております。

近年、生活環境の整備、社会資本の投資等、幾つかの大型事業を推進する過程で、国・県の制度を十分活用し、着実な財政運営に努めてまいりました。懸案であります新役場庁舎建設の財源は十分確保しておりますので、村民の皆様には安心して新庁舎の建設を見守って

ただきたいと存じます。

これら財政の健全化に取り組みます私の基本姿勢は、人口減少時代を迎え、役場庁舎等大型投資については次代に負担を引き継がない、また次代へのツケは最小限にして引き継ぐことが私に与えられました責務として捉え、村民の皆様のご理解を賜り、役場職員とともに日々精進しているところでございます。

なお、平成28年度決算報告に基づく県内全市町村の実質公債費比率等財政状況につきましては、例年、今月末ごろに公表されるものと捉えております。

次に、新役場庁舎の建設についてでございます。

8月までに基礎工事が完了しまして、今月から建屋に進んでおりまして、日に日に建築状況が進捗するものと捉えております。

そこで、西側に設置します車庫棟につきましては、詰めを行いましたところ、当初設計より約5,000万円の増が見込まれ、また庁舎建設の別枠としておりました懸垂幕、間仕切り壁、音響、スクリーン等、附帯設備等に5,000万円の増が見込まれますので、今定例会で1億3,000万円余の補正予算をお願いしてございまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、新庁舎建設資金として当村出身の方から、このたび貴重な浄財100万円をふるさと納税としていただきました。寄附者の大澤様に、この場をおかりして改めて感謝を申し上げます。

次に、高齢者福祉等についてでございます。

昨年オープンをいたしました福祉の拠点施設「かたくりの里」では、介護認定者対象のデイ・サービスは新施設で安定的運営がされ、高齢者の皆様の生きがいの場として、生涯現役を目指します「えべやかたくりの里」は開設2年目の本年、順調な利用状況でありまして、月平均350人ぐらいの方が利用をされております。

さらに、去る8月27日に開催されましたかたくりの里まつりは、大勢の皆さんから参加をいただき、しかも、当日は精神障害者社会参加促進事業所の「デイ・ケアたんぼぼ」の皆さん、障害者支援事業施設「森のこびと」の皆さん等が協賛参加をされ大好評でございました。

高齢者の皆さんには、日々目的を持って行動されている方、それ以外の皆さんには家庭から外に出ることをおっくうがらず、デマンドタクシーくるりん号を利用され、仲間のおりませべやかたくりの里で十分楽しんでいただきたいと存じます。

また、今月は18日が敬老の日でありまして、当村では一足早く今月の13日の水曜日に敬老

祝い訪問をいたします。本年は100歳の方2人が該当をいたしまして、100歳以上の方が3人となります。88歳、米寿の方は26人が該当し、77歳の喜寿の方は51人でございまして、この皆さんに記念品を贈呈させていただきます。このうち本年米寿を迎えます2世帯はご夫妻そろってのめでたいお祝いでございます、高齢者の皆様方には、いつまでもお元気で日々の生活に潤いがあるよう願うものでございます。

また、そのほか福祉の関係でございますが、来る10日の日曜日には、松本平広域公園で第17回県障害者スポーツ大会が開催をされます。このうちソフトバレーボール競技が朝日村公民館のトレセンで実施をされますので、村民の皆様のお観戦、応援をお願いするものでございます。

次に、県営中山間総合整備事業についてでございます。

このことにつきましては、前回6月定例会で申し上げておりますが、農業立村として遊休農地、荒廃農地をなくし、農地の有効活用に資するものでございます。これによりまして去る6月に県への手続を行い、県営事業として実施できることになりました。現在、基本的な内容の作成作業を協議をいたしまして、国への申請書を作成中をございまして、今年度国の採択に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

おかげさまで、6カ所の圃場整備及び活性化施設につきましては、それぞれに委員会を立ち上げ、役員が決定し、現在、整備方法をそれぞれ検討されているところでございます。そこで各圃場ごとの概算設計をいたしましたところ、当初事業費約10億円を大幅に上回る予想となっております、これをたたき台に、今後各委員会ごとに十分な検討がされるものと捉えております。

なお、今後は地権者個人の負担金課題でそれぞれの意見が異なるかと存じますが、私は、この機会に農地の整備をしないと朝日村の今後に憂いを残すことになりかねませんので、地権者の実情に応じた朝日村方式により整備促進を図ってまいり所存でございます。

次に、埋蔵文化財の発掘調査についてでございます。

このことは昨年9月定例会で申し上げておりますが、本年度は去る9月2日の土曜日に本年発掘をしました現地で説明会が開催をされました。ご案内のとおり、現在進められております県道中組バイパス用地で昨年に続き2カ年にわたる調査となりました。内容につきましては、縄文時代中期、約4,500年前の竪穴住居が5軒確認をされ、昨年と合わせ13軒が検出をされました。

特に本年は、出土しました土器の中にエゴマ、大豆、小豆などの種の跡が確認をされまし

た。これは、県内では数例しか確認をされていない貴重な発見と言われております。このことは、縄文時代の生活が狩猟や採取だけでなく、栽培が確認をされれば、従来と違った新たな歴史に塗りかえる根拠になるようでございます。

また、土器につきましても、縄文時代中期の唐草文土器が発見をされ、熊久保遺跡と同じ土器が出土をいたしております。

当日の説明会には136人の参加がありまして、このうち70%の方は村民の皆さんでありました。参加された皆さんの中には、縄文時代にタイムスリップしたロマンを満喫された方がおられたことと存じます。

次に、公共料金等の収納状況についてでございます。

村民税や固定資産税等、税を初めとします当村13会計の公共料金の収納率につきましては、現在、全国的に自治体で大きな課題となっているところでございます。税関係につきましても公平な課税を、公共料金につきましては受益者から応分の負担をいただくため、条例等で定めて納入いただいているものでございます。

そこで、平成28年度の全13会計では、昨年度と比較し、収納率は0.02ポイント上昇し、99.7%となっております。このうち村民税、固定資産税等、税が5つありますが5会計の収納率は99.65%で、前年対比の0.19ポイント上昇しておりまして、中信地域ではトップの収納率となっております。

ちなみに、県内77市町村では収納率が上位から6番目となっております。昨年度は県内市町村で5番目の収納率でございまして、松本地方事務所管内では、本年度同様トップの成績によりまして、昨年11月に優良納税村として知事感謝状をいただいたところでございます。このように収納率の向上が図られましたことは、村民の皆様のご理解とご協力のたまものであり、厚くお礼を申し上げます。

また、収納事務に関しましては担当職員の努力によるところが大きく、この場をかりて職員に感謝を申し上げるものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例1件、規約1件、決算7件、予算4件の計13件でございます。

まず初めに、議案第38号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の改正につきましては、給与法の改正によりまして、補償基準額の加算額について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第39号につきましては、松本広域連合の処理する事務に広域的な観光振興に関

する事務を追加をいたしまして、規約を変更するため議会に協議をするものでございます。

次に、議案第40号から46号につきましては、平成28年度の決算についてでございます。

まず、一般会計を含みます全7会計の決算総額は、歳入が54億5,938万円、歳出が52億2,976万円でございます。繰越財源を除きました実質収支は2億487万円で、全7会計で黒字決算となりました。

このうち一般会計では、歳入が36億2,700万円、歳出が34億6,010万円となり、繰越財源を除きました実質収支は1億6,110万円の黒字決算となっております。

この際、昨年度一般会計で取り組みました主な事業について若干申し上げます。

まず、新庁舎建設事業につきましては、前年度からの繰り越し分を含めまして2億9,174万円を投入し、建設用地の買収、構造材となります地元産カラマツの調達、空調設備となる地中熱の採熱管の工事等を実施いたしました。

また、新庁舎建設は年度末の3月22日に一般競争入札を行いました。10億4,436万円で建設工事を発注いたしたところでございます。

次に、地方創生交付金事業につきましては、新たな農業の担い手にかかわる農業の実態調査と新規就農者のプロモーション委託等に1,542万円、木質資源循環自立創生事業に790万円、滞在型体験プログラム構築事業に572万円、また人口確保対策としまして土地開発公社によります上組向陽台の第2期造成工事を実施をしまして、道路、公園、防火水槽、上下水道のインフラ整備に2億2,537万円を投入をしましてでございます。

分譲32区画につきましては1月から分譲を始めまして、これまでに20区画が販売をされております。

また、空き家活用のための改修費補助金、家財整理補助金につきましては、それぞれ6件が活用をされております。

防災関係では、県との衛星系防災行政無線の更新に905万円、防災行政無線の通信回線増設工事に291万円、防火水槽点検調査業務に178万円、消防団安全装備品整備事業としまして消防団全団員の防寒着を購入してございます。

公共交通事業につきましては、村営バス広丘線で朝夕1便ずつの増便を試験的に実施し、運行開始以来、最多の2万4,830人の利用となっております。

住宅関係につきましては、経済の活性化と村民の利便性が高まる住環境の一助といたしました住宅リフォーム補助事業は26件、一般家庭用の太陽光発電設置補助事業は12件が利用をされております。

また、平成21年度から取り組んでおります鳥獣被害防止対策につきましては、防止柵を1,000メートル設置しまして、全体計画の84%が完了をいたしております。

商工関係では、村内の商工業と経済の活性化を図るため、プレミアムづき商品券を3,000セット発行し、590万円を投入いたしております。

観光関係では、緑の体験館、コテージの環境整備に490万円を投入いたしました。

土木関係では、前年度からの繰り越し分を含め公民館、あさひ保育園周辺の道路及び新役場庁舎南側の村道改良事業に1億261万円、橋梁の点検業務に765万円を投入してございます。

教育委員会では、グラウンドの防球ネットのかさ上げ工事に1,063万円を投入してございます。

また、将来の財政負担の軽減を図るため、地方債6,547万円の繰上償還を実施いたしました。

次に、特別会計の主な内容について若干申し上げます。

国民健康保険税特別会計につきましては、医療費の伸びが抑制をされ財政調整基金へ6,500万円の積み立てをすることができました。

簡易水道特別会計では、西洗馬水源と古見配水池の用地取得費に396万円、西洗馬配水池の流量計、水位計の更新等に2,106万円、それから中古見地区の給水管布設がえに3,016万円を投入をいたしております。

また、下水道特別会計では、水処理施設等の電気計装設備の更新に5,338万円、新田パイパス歩道への下水道管の布設に1,823万円を投入をいたしました。

これらにつきましては、監査の結果、別冊の決算書の会計別総括表どおりとなりましたので、監査委員の報告書を添えて提出をいたしております。

なお、監査委員からいただきました意見は、今後、行政運営に活かしてまいる所存でございます。

次に、議案第47号から50号につきましては本年度の補正予算でございまして、このうち平成29年度一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

予算規模につきましては、1億9,653万円を追加をいたしまして、予算総額を42億9,784万円とするものでございます。

そこで、歳入の主なものは、地方交付税1億442万円、繰越金8,538万円等でございます。

歳出の主なものにつきましては、新庁舎の建設工事関連の増設に先ほども申し上げました1億3,568万円、東電道路の新庁舎西側部分の歩道整備に1,800万円、地方創生推進交付金事

業による針尾加工所への農産加工機械購入に1,000万円、新庁舎への防災無線移設費の増額930万円、プレミアム商品券の発行委託料450万円でございます。

特別会計では、国民健康保険特別会計は前年度事業の精算に伴う補正、介護保険特別会計につきましては、介護予防住宅改修事業実施に伴います予算の組み替えでございます。

下水道特別会計につきましては、大原桜台のマンホールポンプの更新に450万円が主なものでございます。

なお、今会期中に指定管理に関します案件1件を追加提案させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ここで林会計課長から決算の説明があります。

林会計課長。

〔会計課長 林 さとみ君登壇〕

○会計課長（林 さとみ君） 私からは、一般会計並びに特別会計決算書の中の決算説明書に沿って説明をさせていただきます。

最初に、決算概要でございますが、平成28年度も第5次総合計画後期計画に沿って村政を運営してまいりました。着実な推進を図るため、財源確保を図り、行政改革に努め、住民に密着した事業に取り組むことができました。

一般会計における村債は、新たに辺地対策債1億9,670万円を含む2億4,230万円の借入れをしましたが、繰上償還金6,547万円を含む2億9,451万円を償還し、残高は23億3,685万円となっております。

また、一般会計における基金は、庁舎建設事業により庁舎建設基金から1億6,125万円を取り崩し、新たに2億1,829万円を積み立て、庁舎建設基金の総額は10億9,261万円になりました。

また、文教施設基金からもグラウンド防球ネットのかさ上げ工事に1,063万円の取り崩しを行いました。

このほか財政調整基金と保健福祉基金、ふるさと応援基金にも積み立てをし、総額30億5,802万円となっております。

一時借入れをすることなく28年度も前年度に引き続き、健全財政を維持することができました。

それでは、決算書の添付資料の決算説明書により説明を申し上げます。

ピンクの仕切り紙の次にあります決算説明書のところをお開きください。8－2ページになります。

よろしいでしょうか。

一般会計、特別会計、歳入歳出総括表ですが、先ほど村長から特別会計を含む総決算額及び一般会計の歳入歳出決算の報告がありましたので省略させていただき、私からは会計別に説明をさせていただきます。

まず、一般会計です。

歳入歳出総額は報告がありましたので、前年度との比較について申し上げます。

歳入総額は2億2,486万円の増、前年対比4.3%の増です。

歳出総額は3億4,667万円の増、前年対比7.1%の増となりました。

以下、特別会計につきましては後ほどご説明申し上げます。

続きまして、8－8ページをお開きください。

一般会計款別決算額でございます。歳入の内容については8－9ページで説明させていただきますので、ここでは収入未済額について説明させていただきます。

収入未済額は総額9,087万円で、前年度より1億4,612万円の増でございます。

詳細を申し上げます。

1款村税2,290万13円、主に固定資産税、村民税でございます。

12款使用料及び手数料1万6,800円は督促手数料です。

13款国庫支出金の5,033万4,000円、14款県支出金の263万円、20款村債の3,560万円は、それぞれ個人番号カード等関連事務委任交付金、農地耕作条件改善事業、地域創生拠点整備交付金事業、ゲストハウス整備事業、社会資本整備総合交付金、道路事業に伴う特定財源で、翌年度への繰り越しとなっているものです。

8－9ページをお開きください。

一般会計決算状況で、前年度との比較です。

歳入の主なものを説明させていただきます。28年度決算額、比較対前年比、比較内容の順で申し上げます。

1款の村税は6億5,123万9,000円、1,906万8,000円の増でございます。個人村民税と法人

村民税、軽自動車税の税によるものです。

6 款の地方消費税は7,357万円です。消費低迷により660万円の減となりました。

9 款の地方交付税は14億8,410万7,000円で、661万7,000円の減となりました。普通交付税の減によるものです。

11款の分担金及び交付金は1,789万7,000円、958万5,000円の減となりました。広域連合への職員派遣負担金の減が主なものです。

13款の国庫支出金は2億6,600万1,000円、5,319万2,000円の増となりました。庁舎建設事業による二酸化炭素排出抑制補助金、サステナブル建築物等先導事業補助金が主なものでございます。

17款の繰入金は1億7,189万3,000円で、8,550万7,000円の減となりました。保健福祉基金繰入分の減です。

続いて、8-13ページをごらんください。

歳出を説明申し上げます。前年と比較しまして大きく増減したものを申し上げます。

2 款の総務費は8億8,112万1,000円、4億2,681万9,000円の増となりました。土地開発公社事業資金貸付と庁舎建設用地の購入費等が主なものです。

3 款の民生費は5億8,826万2,000円、3億4,626万1,000円の減となりました。かたくりの里建設事業の減によるものでございます。

8 款の土木費は5億6,010万1,000円、1億3,807万6,000円の増となりました。向陽台住宅団地内道路整備事業によるものでございます。

10款の教育費は2億4,172万7,000円、6,670万8,000円の減となりました。トレーニングセンター非構造部材耐震化事業による減でございます。

続く以下のページにさらに詳細な説明がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、特別会計に入らせていただきます。

水色の仕切りの次になります。9-1ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額は6億3,746万9,983円、前年に比べて1,327万5,426円の増でございます。

歳出総額は6億473万8,494円、前年に比べて5,620万1,665円の増でございます。

歳入歳出差引額は3,273万1,489円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1 款の国民健康保険税、収入額は1億4,898万4,892円で、350万8,472

円の増となりました。加入世帯は29年度3月末で702世帯、被保険者数は1,286人、加入世帯の増減は余りありませんが、被保険者数は減少してきております。収入未済額は236万5,538円で、昨年より17万7,122円増額しております。

次に、9-2ページをお開きください。

歳出の主なものは、2款の保険給付費2億8,723万5,209円で、935万9,845円の減となりました。療養諸費については、一般被保険者、退職被保険者分とも保険者負担分が前年度より減少しております。また、高額療養費も前年比減となっております。

7款の共同事業拠出金は1億3,949万6,706円、953万1,098円の増となりました。28年度は国民健康保険事業財政調整基金に6,500万円を新たに積み立て、総額7,299万8,035円となっております。

次に、10-1ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額は4億6,618万2,615円、1,426万3,751円の増、歳出総額は4億5,611万7,721円、1,732万9,167円の増、歳入歳出差引額は1,006万4,894円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料で8,658万7,360円で、214万9,140円の増でございます。65歳以上の被保険者は28年度末1,397人で、17人の増で、増加傾向にあります。

歳出で主なものは、2款の保険給付費で4億1,382万2,046円、577万5,191円の増でございます。

3款の地域支援事業費も1,083万6,316円増加し、3,140万円となっております。平成28年度より新規のサービスが導入され、居宅、施設サービスとも増加してきております。

次に、11-1ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額は4,912万7,585円、320万4,955円の増、歳出総額は4,903万8,181円、350万3,142円の増、歳入歳出差引額は89万404円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者保険料で3,698万4,500円、477万6,300円の増。被保険者は29年3月末で782人で、8人の減となっております。

歳出の主なものは、2款の広域連合納付金で4,873万7,894円、410万6,471円の増でございます。

次に、12-1ページをお開きください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額は1億8,438万2,207円、4,775万1,092円の増、歳出総額は1億7,584万669円、4,357万9,510円の増、歳入歳出差引額は854万1,538円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で7,879万2,660円、99万円の増でございます。徴収率は99.99%でした。収入未済額は8,720円で大幅に減少しております。

歳出の主なものは、2款の建設改良費で6,527万4,332円、主に統合簡易水道事業の自家発電設備、流量計、水位計、減圧弁、更新等によるものでございます。

3款の公債費は7,700万8,677円で、301万7,629円の増でございます。村債は新たに6,120万円を借り入れをし、残額は7億8,203万7,000円となっております。基金は100万2,000円を積み立て1,274万7,000円となりました。

次に、13-1ページをお開きください。

下水道事業特別会計でございます。

歳入総額は4億5,352万527円、6,627万4,771円の増、歳出総額は4億4,231万1,459円、6,059万9,386円の増、歳入歳出差引額は1,120万9,068円ですが、翌年度繰越分が358万1,000円ございますので、実質収支額は762万868円となります。繰越事業は新田バイパスの下水道管布設工事のものです。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で9,749万614円、41万円の増でございます。徴収率は99.94%でございました。収入未済額は6万4,090円で、前年度より9万5,030円の減となりました。

4款国庫支出金の収入未済額1,553万7,000円と8款村債の収入未済額1,790万円は翌年度繰越分の特定財源です。

歳出の主なものは、2款の建設改良費で9,813万8,271円です。5,643万8,271円の増となりました。長寿命化計画事業の水処理、汚泥処理、電気設備更新と向陽台団地下水道施設購入によるものでございます。

3款の公債費は2億7,258万4,008円で、179万2,371円の増でございます。村債は新たに5,670万円を借り入れし、残額は21億1,496万円となっております。基金は昨年とほぼ同額の1,391万円でございます。

次に、14-1ページをお開きください。

あさひプライムスキー場事業特別会計です。

歳入総額は4,169万9,633円、2,329万9,489円の減、歳出総額は4,161万1,570円、2,317万7,936円の減、歳入歳出差引額は8万8,063円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、3款の繰入金で3,349万円、1,383万円の減でございます。圧雪車購入の減によるものでございます。

7款の県支出金で500万円、スキー場リフト修繕事業の補助金によるものです。

歳出の主なものは、1款の事業費で1,394万7,760円、主にスキー場リフトの修繕でございます。

2款の公債費は2,766万3,793円、34万864円の増でございました。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率等報告

○議長（清沢正毅君） 日程第19、ここで財政の健全化判断比率等について、上條総務課長から報告があります。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 私からは、健全化判断比率及び公営企業会計にかかわります資金不足比率につきまして報告をさせていただきます。

議案書の大変わかりにくいところに入っております。議案書の後ろから13枚目になります。ちょうど補正予算と決算審査の報告書の間になります。議案書のほう。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計にかかわります資金不足比率を別紙のとおり報告をさせていただきます。

裏面のほうに別紙をつけてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率でございますけれども、実質赤字比率でございますけれども、数値なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率6.9%、将来負担比率なしでございます。

また、公営企業会計の資金不足比率でございますけれども、簡易水道特別会計、下水道特別会計、あさひプライムスキー場事業特別会計、いずれも資金不足比率なしでございます。

以上、報告申し上げます。

◎決算審査報告

○議長（清沢正毅君） 日程第20、ここで議案第40号から議案第46号までの決算審査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

なお、高橋議員は監査委員席に着席をお願いします。

上條代表監査委員。

〔代表監査委員 上條孝也君登壇〕

○代表監査委員（上條孝也君） それでは、平成28年度決算審査の報告をいたします。

ただいま上程されました平成28年度朝日村一般会計並びに朝日村国民健康保険特別会計ほか5つの特別会計の各会計決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき決算及び基金の運営状況について、また地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第2項及び第22条第3項の規定による健全化判断比率などの審査も私と高橋監査委員の2名で去る7月24日から7月31日までのうち延べ6日間を審査期間として審査を行いました。

代表して私からご報告申し上げます。

審査に当たりましては、村長から審査に付されましたそれぞれの決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書がそれぞれの法令で定める様式を基準として作成されているか、計数は正確であるか、予算執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、財務に関する事務は関係法令を遵守し、適正に執行されているか、各基金はその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかなど、各会計事務を所管する関係部署から説明を聴取するなどして検証いたしました。

その結果、決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも関係法令の定めるところにより作成されており、計数等につきましても関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であると認められました。各基金も所期の目的に沿って運用され、適正に管理されているものと認められました。また、財務に関する事務執行についても、適正に処理されているものと認められました。

なお、財政健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率6.9%、将来負担比率なし、資金不足比率なしでありました。実質公債費比率につきましては、前年度比0.4ポイント改善されております。

それでは、最初に、朝日村一般会計決算の概要と意見について申し上げます。

なお、各会計の決算の具体的な内容や計数については、先ほど会計課長より詳しい説明がございましたので、私から申し上げることは省略させていただきます。

朝日村の一般会計の歳入決算額は、前年度に比べ1億344万円の増で、増減率2.9%増の36億2,700万円、歳出が前年度に比べ1億8,863万円の増で、増減率が5.8%増の34億6,010万円となり、実質収支は翌年度への繰越事業である579万円を除き1億6,110万円の黒字決算となりました。

村税は6億5,123万円で、前年度に比べ1,906万円増となりました。これは、主に一部の企業で業績がよかったことによるものです。

村税の未収入額は229万円であり、前年度に比べ108万円減少しております。

自主財源の安定確保と税負担の公平性を期すためにも、今後も引き続き未収入額の削減に努力していただくよう要望するものでございます。

平成28年度は重要な社会基盤整備においても村道改良整備が進み、村民の生活環境の充実が図られてきています。あさひ保育園周辺や向陽台団地造成による道路新設、道路の保全と改修、整備などにより大型車両の通行及び緊急時の対応が可能となり、安全面でも大きく向上してきております。このように、住民福祉に力を注ぎつつ経常収支比率は75.9%で、健全財政運営がなされていることを示しております。

財政健全化判断の重要な指針である実質公債費比率も、3カ年平均で6.9%と昨年度の7.3%から0.4ポイント下がっており、各種施策に対する取り組みが効率的かつ効果的に事業が推進されていることを評価いたします。今後も引き続き健全財政の維持向上を要望するものでございます。

朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、地域の特性に即した地域課題解決を目標としています。朝日村としても、人口減少を最小限に食い止め、朝日村として持続可能な4,000人台の人口を維持することが必要です。そのためにも、都会には少なく地方に多くある土や森を生かした取り組みが重要と考えます。特に農業に特化した住宅用地の整備や農地の有効利用促進、空き家の有効活用などにより都会から若者を呼び込む施策を構築し、積極的に推進されることを望みます。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額6億3,747万円、歳出決算額は6億474万円で、実質収支額は3,273万円の黒字決算となっています。前年度と比較して、歳入が1,328万円、2.1%、歳出が5,620万円、

10.2%の増となっております。

人間ドックの補助額の改定に伴い検診受診者が増加していることから、村民の健康に対する意識の高さがうかがわれます。あわせて、村での特定健診受診者に対しても受診率の向上に向け、なお一層の努力を希望します。

また、平成30年度に国民健康保険が全県で統合される予定であり、国保税額の激変緩和に備え、基金に6,500万円の積み立てをしましたが、当村全体の国保税が統合前と比較して高騰することが予想されています。基金の早期枯渇を防ぐためにも、なお一層村民の健康管理に対する意識と理解が深まる施策を推進し、引き続き疾病予防活動に力を入れていただき、健康寿命が延伸し、成果として医療費の抑制に反映されるよう願うものであります。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額 4 億6,618万円、歳出決算額 4 億5,612万円で、実質収支額1,006万円の黒字となっています。

平成27年度から改正、施行された介護保険制度により、より幅の広いサービスの提供と介護の意識を高める努力がうかがえます。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、介護予防と生活支援協議会設置により地域の支え合い活動が求められています。えべやかたくりの里のさらなる活用により高齢者が安心して生活できるよう願うところです。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額は4,913万円、歳出決算額4,904万円で、実質収支額は9万円の黒字となっております。

1人当たりの医療費は、県下でも68番目とかなり低位置であり、評価に値します。今後とも適正な事務処理と制度の安定的な継続を望みます。

次に、簡易水道特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額 1 億8,438万円、歳出決算額 1 億7,584万円で、実質収支額は854万円の黒字決算となりました。

簡易水道事業では、今後の大型投資として、大尾沢浄水場の設備機器更新、また水道管の耐震化工事などが計画されています。赤字補填としての税金を繰り入れることなく独立採算を堅持してはいますが、関係部署とも十分協議をしながら計画的に実施していただきたい。

また、使用料の徴収率は全体で99.99%、未収入額は約8,000円であり、しかも平成27年度以前の滞納はなしという結果であり、徴収努力を認めるところでございます。

次に、下水道特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額 4 億 5,352 万円、歳出決算額 4 億 4,231 万円で、実質収支は 763 万円の黒字決算となりました。村債残高も 21 億 1,497 万円で、前年度と比較して 1 億 4,582 万円の減です。また、使用料の徴収率は現年度 99.99%、滞納繰越分は 77.75%、未請求繰越分は 31.61%、全体で 99.94% です。

ピュアラインあさひの長寿命化も本年度完了しましたが、さらなる効率的な管理運営に努められ、今後は策定された特定環境保全公共下水道事業戦略をもとに、中長期を見通した事業運営を要望するものでございます。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額 4,170 万円、歳出決算額 4,161 万円で、実質収支は 9 万円の黒字決算となりました。また、村債残高は 1 億 3,736 万円で、2,689 万円の減となっております。

スキー場の利用者数は、前年に比べ 2,226 人増加し 2 万 3,179 人でしたが、昨シーズンの極端な落ち込みは雨ひょう被害と雪不足の特殊事情があったためであり、実際は増加しているとは言えない状況です。さらなる魅力あるイベントの開催や低年齢層のスキー人口の拡大などに取組み、利用者増を期待するものです。

また、指定管理者に対し経営努力はもとより、施設管理や安全パトロール、従業員の安全教育などを徹底させ、引き続き安全なスキー場を目指して努力をお願いします。

終わりに際し、一言申し上げます。

平成 28 年度は、朝日村第 5 次総合計画後期基本計画の 3 年目に当たります。基本計画をもとに、村長率先垂範のもと、全職員が一丸となって行財政改革に努められた結果が決算数字にもあらわれており、健全財政だったことは評価できるものでございます。

特に自治体運営の中でも大事な指標である経常収支比率は 75.9% であり、弾力性ある財政運営がされていることを示しており、それに伴って村独自の施策が容易になってきております。

あわせて、先ほども申しましたが、実質公債費比率も 6.9% と下がってきており、財政改革の成果があらわれていると判断し、財政運営の努力と成果を認め、評価をするところでございます。

また、役場新庁舎が平成 29 年度末完成をめどに、私たち村民の夢と希望を乗せて朝日村全体に力強くつち音が響いております。この新庁舎建設を改革のチャンスと捉えて、さまざまな取り組みが必要と思われま。

一例を申し上げますと、名実ともに新庁舎にふさわしい村民の期待に応えられる人材が必

要です。これからの朝日村を担う職員の年齢構成や人材育成を考慮し、職員採用や職員研修の充実が求められています。そのためにも、現在の国の統一化された人事評価マニュアルを参考に、朝日村独自の特徴を織り込んだ人事評価制度を確立させ、客観的に評価を行い、それに基づき人材育成プログラムを作成し、より一層の人材育成強化が必要と考えます。

そして、目前に迫った新庁舎への移管準備も具体的にスケジュールリングしなければなりません。役場内に移管プロジェクトなど早々に立ち上げて、書類の整理や削減、備品台帳の整理と現物確認、ファイリングの統一化などを行い、あわせて電子ファイル化も検討され、スリムな状態で移管できるよう準備をお願いするところです。

役場庁舎建設以外にも、下水道施設を初め各種施設の老朽化に伴い、改修及び更新等が目前に迫っております。あわせて、社会保障関係費の伸びなど、義務的経費の負担が年々増加することが予測されます。どうか衆知を集めた全員経営で、最少の経費にて最大の効果を生むよう事業執行を進めるとともに、健全財政の維持向上に努めてください。

そして、朝日村が目指す基本方針「新しい感覚で人と自然と産業が共生するむらづくり」を引き続き前進させ、知恵と熱意と勇気を持って、計画的かつ世の中の変化にも柔軟に対応し、「青春とは心の若さである」との言葉どおり、村民が生涯現役で活躍でき、一人一人がいつまでも若々しく幸せに暮らせるような行政を期待し、以上をもちまして決算審査報告といたします。

○議長（清沢正毅君） 高橋監査委員は自席へお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第21、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

それでは、全員協議会は10時45分から開会ということで、しばらく休憩を入れます。

休憩 午前 10時31分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 4時43分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午後 4時43分

平成29年朝日村議会9月定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成29年9月15日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	生活環境課長	塩原 康視 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会計課長	林 さとみ 君
教育次長	清沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により
5番 齊 藤 勝 則 議員
6番 上 條 昭 三 議員
を指名いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。
報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。
-

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきください。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） それでは、最初に、1番、高橋廣美議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は1問、質問をさせていただきます。

環境整備と木質バイオマスの活用についてということでお尋ねをいたします。バイオマスとは間伐材、剪定木、生ごみ等動植物から生まれた再生可能な資源のことです。環境問題が地球規模で緊急の課題になっている中、国の内外でバイオマスの活用に取り組んでいる地域または企業が多くあります。ある自治体では、てんぷら油を集めてつくった燃料でバスを走らせたり、またある地域では、落ち葉や家庭からの生ごみなどで堆肥をつくり、有機農業に利用したりと、その活動は多岐にわたっております。

そこで、当村の実情を見てみると、当局の啓蒙・啓発と村民の環境意識の高さにより、ごみの分別を初め、剪定木等おおむね適切に処理がされていると思います。しかしながら、いま一度視点を変えて、これらを再生可能資源と位置づけ、村内においてエネルギーの地産地消を考えたらいかがでしょうか。

この問題の提起に至ったのは次の理由があります。

まず第1に、曾倉入り口の土場の問題です。収容能力が限られている上に、その管理の曖昧な点、村の主要道路沿いに位置していることを考えれば、早急に次の対策を立てなくてはならないと思います。

第2として、山林の木材の問題です。現在、木質バイオマス循環利用検討委員会で研究段階であると報告はいただいておりますが、木材のカスケード利用、すなわち葉っぱから根元

まで全て利用するという事です。木材を建材等の資材として利用した後、端材等をチップとして繊維板や燃料に利用することで、木材を無駄なく効率的に利用するというものです。

現在、塩尻のFパワーの発電構想はその規模の大きさゆえ、難しい問題もあるようです。朝日村方式として地産地消のエネルギーを考えたらいかがでしょうか。

以上、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員の質問の環境整備と木質バイオマスの活用についてお答えをさせていただきます。

まず、高橋議員ご提案の再生可能資源を活用したエネルギーについて。お話しのとおり、バス等のディーゼルエンジンの燃料として廃食油を精製したBDF、バイオディーゼル燃料が活用されている例もございます。また、木質バイオマスとして間伐材、端材などをボイラーの燃料やペレット化、ガス化、発電などにも活用されております。そのほか、当村ではあさひ保育園や、現在建設中の役場庁舎でも活用を行います地中熱、太陽光などの熱利用、光発電は再生可能エネルギーあるいは新エネルギーと呼ばれており、当村では平成19年、地域新エネルギービジョンを策定しており、これに基づくエネルギー活用が進められているところでございます。

さて、議員ご指摘の曾倉沢口にございます土場については、村が管理を行っており、公共事業を行った際、発生する残土、伐採木等の仮置きをする場所として利用をしております。たまった残土等については埋め土等として使用することもございますが、土質などから使用が難しい状態でありまして、改めて業者へ処理を委託をしているのが現状でございます。

そこで現在、公共事業で発生する残土については、事業ごとで処理を行い、土場への搬入を控えている状況でございます。伐採木等についても同様の対応を行っているところでございますが、単独事業などは事業費、処分量を抑えるため、土場への搬入を行う場合もございます。

今後につきましては、高橋議員ご指摘のとおり、幹線道路沿いでもございますので、伐採木などは資源としての活用を基本とし、搬入を抑え、適切な土場の活用に努めたいと考えております。

次に、木材の活用についてでございます。既にご案内のとおり、当村では、地方創生交付

金事業を活用し、木質バイオマス循環自立創生事業として取り組んでおり、朝日村木質資源循環利用検討委員会を立ち上げ、木質バイオマスの段階的利用、議員お話しのカスケード利用も検討を行っているところでございます。

この木質バイオマス循環自立創生事業は、広域連携事業として塩尻市、筑北村、当村の3市村で取り組んでおり、当村では樹木を木材としての活用を考えており、その後発生した未利用材、端材などは、県、塩尻市、民間が連携し、林業再生を目指す信州F・POWERプロジェクトで進められております木質バイオマス発電の燃料としての活用を模索しているところでございます。しかし、マスコミの報道でもございますように、木質バイオマスの発電事業化がおくれる見通しであることから、今後の進捗を注視しながら、当村としての木質資源の活用については検討が必要であると捉えているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 剪定木とか損木等、家庭では大変困っておるわけですが、まずその処理がもっとタイムリーに行われれば、そんな美観ももっと進むというふうに思います。また、公共の建物の周辺においても、学校、公民館等も樹木も長年手入れがされていないところも多く、そういったもののかさも非常に多くなっていると。その端材といいますか、木質といいますか、剪定木、損木の部分ですが、これらを端材にして堆肥化するというような検討はそんなに難しくないような気がします。また、村内の畜産業者の牛ふんとまぜて、その堆肥が大量に生産されて安かったりすれば、農集の地力の回復というようなものにもつながって、また野菜の生産量が上がると、こういった構図だと思いますが、この辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 高橋議員ご質問の剪定木等の堆肥化についてでございますが、現在、剪定木については広域の衛生施設組合のほうで回収を行い、処理については細かくして、具体的に、ちょっと細かいところまで、私のほうで把握していなくちゃいけないんですけども、処理をしているということで聞いております。当村は農業立村でもありますので、

堆肥化にして農業等に使うということも可能かと思えますけれども、今後、その処理をしたりする経費、またいずれにしましても、農協さんとJAと連携してやっていかなければいけない事業になるかと思えますので、その辺は今後、事業費とか事業の今後のニーズ等を踏まえる中で検討が必要かと思えますので、現在のところでは、そこまでの村内での利用については検討はしていないところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） いずれにしても、今現在では、村内では処理はされないんですが、広域施設組合を通じて、何らかの有効利用をしているということで、なければ村内で精査できるような形がとれば良いと思えますが、それは今後の課題としておきたいと思えます。

次に、木材のほうの部分でのこの部分を、いわゆる先ほど申し上げました木質バイオマスとして自然エネルギーに変えると。これはもう炭だ、まきだというような部分でおるわけですが、F・POWERのようなわけにはいきませんが、ある意味、エネルギーの自給率を高めれば、防災の観点からも大変重要だといえますか、有効であるというふうに思います。であるから、製材所をつくったり、そして主要な木材は建材等にします。そして端材等、それをチップにして、やはり拠点では発電ができるような、そういったエネルギーの使い方もあると思うんですが、そんなことはこのバイオマス利用の検討会においては議論はされないのか。できれば、そんな部分も含めて議論を進めていただければと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の朝日村山村としてのこれからのあり方の一部の質問をいただきました。

ご案内のとおり、私は当初から朝日村の林業活性化をするという意味では、まずは製材所の設置をし、建築材として使うことが所有者のいわゆる所得の向上になる。しかも、それによって山林で働ける人も出てくる。いわゆる雇用の確保ができますから、そういう意味ではこれが一番活性化の原点であり、今、高橋議員はその中の端材の無駄なく使うことをどう考

えるかでありますので、私どもも同じであります、ただ一番のメインで、私も非常に長い時間がかかっていますが、製材について、ことしも県知事との懇談の中でもこの発言をさせていただいています。長野県としてそういうことを考えてほしいということで、そうでないと、現在のF・POWER、それからいま一つは三郷に同じように大型のトマト工場のところをバイオでやりたいと言っています。みんな今、壁にぶつかって、計画どおり進んでおりません。それが実態であります、私としては、その前の主の木材をどう利用するかが一番大事だろうと思っています。今の高橋議員の中で、いわゆるチップにして使う、これも大事なことだと思っております、先ほど課長が申しあげましたように、チップに対する需要があれば、チップにする機械だけの導入は今後、考えていくこともあり得るかというように考えております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

地元産木材を活用した役場庁舎ができるわけで、その中でサステナブルということで補助金をいただいているというふうなわけでございます。既に取り入れている地中熱も含め、自然エネルギーを使って環境に優しい社会をつくるんだという点では着々と進んではいると思います。私の希望ではあります、朝日村がこれから自然エネルギーで新しい時代をつくるということで、これは夢のような話ですが、実現は可能だと思います。ぜひ、いろんな分野を含めて進めていってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） これで、高橋廣美議員の質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番、中村賢郎でございます。

ちょっと一まとめになってしまいましたが、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目が、朝日小学校のトイレ改修、洋式化等についてということで、まず1つとして、朝日小学校のトイレ洋式化について、現在の状況及び今後の計画についてお考えをお聞きしますということですが、大変恐縮ですが、「洋式化」という字がちょっと誤字になっておりますので、上のさんずいの洋式化が正しいものですから、変更をお願いしたいと思います。

次に、2番目として、朝日小学校のエアコン増設についてお聞きをいたします。

朝日小学校には現在、保健室、給食室、コンピューター室等についてはエアコンが設置されておりますが、それ以外、例えば多目的教室等についてエアコンの設置が必要ではないかと考えますが、将来的なことも含めてお考えをお聞きしたいと思います。

私個人の考えとしては、近い将来、教室も含め、エアコンを設置するようなきが来るのではないかと考えております。なお、この8月の初めに、朝日村商工会様より、朝日小学校に対し扇風機10台が寄贈されたとの報道がありました。心より感謝申し上げます。小学校では、各教室に現在1台の設置のところを2台配置で2学期より使い始めたとの記事となっております。

3として、子育て支援センター「わくわく館」へのエアコン設置についてお聞きをします。

子育て支援センター「わくわく館」の現在の利用状況では、平成29年度の7月で延べ人数が、小学生で約1,560人、8月は約1,360人となっており、児童にとって安心・安全な施設としての役割を十分果たしていると思います。そのような中で、熱中症を防ぐために、エアコンの設置について今後検討されていくのかお聞きします。

少し補足になりますが、松本市では、29年度の当初予算に市内全ての児童センターと児童館にエアコンを設置するために空調機購入費と設置費などを計上して25館のうち23館について完了したと報じられております。この前、7月19日現在ということになりますので、恐らく全部は済んでいると思います。松本市と朝日村では環境も違いますが、早期の検討をお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） おはようございます。それでは、お願いいたします。

まず初めに、中村議員のおっしゃるとおりであります。扇風機をご寄贈いただきました商工会様の多大なるご配慮に、感謝と敬意を申し上げます。本当にありがとうございました。

朝日小学校のトイレの改修の現状と今後に関するご質問であります。小学校のトイレ改修につきましては、昨年12月の定例議会で、まず雨漏りのある体育館の屋根の改修、今行っておりますが、行って、その後、予算も必要になりますので、全庁的、総合的に取り組んでいきたいとご回答をさせていただきました。

現在でございますが、定例教育委員会や総合教育会議でご意見をいただく上で、その基礎的な資料を得るために、改修工事の概要に関する予算要望を国に提出したところであります。今後は、総合教育会議などのご意見をいただきながら、次年度に向けた予算の立案に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、工事規模にもよりますが、改修工事に係る費用が大きく膨らむことも考えられますので、場合によっては単年度ではなく、できれば単年度で行いたいんですが、複数年かけて実施することも想定しているところでございます。

引き続きまして、小学校のエアコンの増設についてであります。ご質問にあります多目的教室の空調ですが、学校からの要望もございます。主な理由は、多目的教室は大変暑い部屋である。なおかつ、南側の窓側に給食室の換気扇がついております。熱と一緒に音も入ってくるということで、ほかの部屋と違って、南側の窓が暑い夏場でもあけられないということでありました。詳しく伺いましたら、暑くなる日中の使用頻度はさほど多くはないと。ただ、授業でも使うということも聞いておりますので、どのような空調をどのように設置するかも含めて研究していきたいというように考えているところであります。

あと、わくわく館のご質問でございますが、ちょっと長くなりますが、現状をお話いたしますので、よろしくお願ひします。

わくわく館は、自分で考え、自分の責任で遊ぶということを基本方針に、職員が必要以上に指導はしておりません。成長の基本は遊びにあると考えております。それで、成長する中で発想力、想像力も豊かに育っていくと思っております。わくわく館で活躍している子供たちの多くは、見ておりますと、アリーナでバドミントンや鬼ごっこをして遊んでいたりと、木登りに興じたり、草や木の葉っぱを使ってままごと遊びをする子供など、多くが体を使って遊んでおります。中には、部屋で将棋などをして遊ぶ子もいて、実質的にそれぞれが自分の好きな場所で、夏場は汗をかきながら男女仲よく遊んでおります。また、時期によっては畑で野菜をつくったり、収穫作業を行うなど、野外でのさまざまな活動にも取り組んでおりま

す。

運営方針であるとおりであります子供たちは、暑ければ暑いなりに、寒ければ寒いなりに自分たちで工夫して遊び、遊びの中でけがをしないためには体をどう使うとか、体を使って子供なりにみずから学び取る経験を積んでおります。小さなうちから汗をかかない生活というものは、体温調節に重要な役割を果たしているその汗腺の発達にも影響があるというふうに聞いております。子供たちは、今述べましたとおり、伸び伸びと精いっぱい汗をかいて活動しているところであります。

なお、就学時から高等部まで個別に配慮が必要な子が使っております2階のにじいろキッズにはクーラーが入っております。また、生後3カ月の子供から未就園の子供が活動しているベビービスクの教室、ぴよぴよ親子教室などは、2階の和室の広間を使っておりますので、2階の空調設備については今後の検討課題というふうに考えております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 秋になったばかりで、来年の稼働のクーラーの話というのはちょっと違和感があるかもしれませんが、どちらにしても予算等を考えますと、この議会が終われば、当然、来年度の事業計画並びに予算ということになっていくんだろうと思いますが、今のお話だと、ちょっと具体的に私の判断が悪いのかよくわかりませんが、おのおのの校で来年やるのかやらないのか、例えば3年先になるのか、これは事業として、まだ先ほどのエアコンのわくわく館についてはいろいろ施設があるようで、まだ難しいみたいなニュアンスがあると思うんですが、ただ我々は、預けているほうの家族から見ると、汗びっしょりですね、帰ってくるときは。それだけ確かに自分で汗をかくということが必要だろうと思うけれども、例えば、じゃ、読書をするとか、勉強をするとかということもそれでいいのかと思うんですよ。松本市でも、要するに室内の温度がここで集まることによって上昇するんだと。だから、こういうエアコンが部屋に必要だということを述べておられるんですが、そこでもう一度改めて1、2、3おのおのについて、来年度入る事業、それからもう少し先になる、並びに検討段階だということに分けていただければどうなるか、確認したいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 具体的なお話ということではありますが、トイレ改修につきましては、できるだけ予算計上をしていきたいということで、上のほうにも希望を上げているということですので、ご理解いただければと思います。

空調につきましては、具体的に、来年入れるという方向で検討はしていきたいと思いますが、先ほどお話ししましたように、まず一つ、多目的教室についてでありますけれども、これにつきましても、先ほどお話ししたとおりでありますので、どのような空調設備をどのような形で設置していくのか、これもこれから検討していく段階だというふうにご理解いただければと思います。

わくわく館のほうではありますが、これも先ほどお話ししたとおりであります。2階の小さな子供たちが活動する部屋につきましては、具体的な方向で検討していきたいというふうにご考えておりますので、入れられるかどうかまで含めて今後の検討課題というふうにご理解いただければと思います。できる限り、わくわく館のほう、2階については入れたいと思っております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 今回の教育長の答弁で、おおむねの日程についてはそういうことだろうと。ただ、範囲については、まだ公共施設の中でエアコンが必要とされる場所も当然あるわけですので、今回は小学校を中心としたところだけお尋ねをしましたけれども、公共施設のところは一挙にやるのは大変かもしれませんが、必要に応じて、特に今後の庁舎が移るということいろいろあきのところが出てきたり、次の活用法を考えなければいけないという問題もあろうかと思っておりますので、その辺についてはまた順次、お聞きいただければと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は、質問項目一つということをお願いいたします。

朝日村の地域防災計画についてということで、この防災計画の内容をちょっと説明といたしますか、その辺から入らせていただきます。

平成27年3月に改定されたこの計画は、昭和36年法律第223号第4条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村における災害予防対策・災害応急対策・災害復旧対策を実施することにより、村の土地の保全と住民の生命・身体及び財産を保護することを目的として策定されており、その内容の構成は、震災対策、風水害対策となっており、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の段階における諸施策及び村、県、防災関係と住民の役割分担が示されています。また、雪害・航空・道路・鉄道・危険物・大規模火災・林野火災・原子力災害については特記すべき事項が示されています。

また、行政及び住民の義務ということで、村は県、防災関係機関との緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、防災施設、設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民に対し、自主防災組織の育成を図っていく。また住民は、みずからの身の安全はみずからが守るとの認識に立って、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発生時には、みずからの身を守るよう行動することが重要であるとされています。

また、朝日村の地勢から見た自然的災害要因として幾つかある中で重要なものに、1、地震の可能性。政府の地震調査研究推進本部の発表によれば、大規模直下型地震が想定される牛伏寺断層を含む糸魚川静岡構造線活断層系の地震等により、本村への被害が予想されるとされ、2つ目として、土砂災害警戒区域・特別警戒区域ということで、本村には土石流警戒区域（特別警戒区域を含む）が31カ所、急傾斜地崩壊警戒区域（特別警戒区域を含む）が48カ所存在しているため、異常豪雨時には周辺の集落での被害が予想され、前線の影響による豪雨、台風の進路による影響が考えられるとされています。

防災計画の一部を申し述べさせていただきましたが、この中で一般住民の組織、自主防災組織のあり方、内容についてであります。いまだちょっと十分ではない部分があると思います。自主防災組織だけでは解決できない事項もあり、第5次総合計画にもあります自主防災組織の活性化にもかかわってくると思いますので、質問をさせていただきます。

1つ、自主防災組織の住民の所属地区の問題ということで、現在は、地区単位でくくっていますが、災害時、この地区でくくっているこの体制でいいのかどうか。また、他地区に居住している場合ということで、この地区外といいますか、その地区にいないけれども地区にいるというような場合です。もう一つは、地区へ未加入の皆さんはどのように対応するのか。また、今、どのように対応されているのか。

2つ目のものとして、組織の担当部署と基本的役割の仕事の内容の村の統一化ということで、避難場所の見直しと村民への周知徹底。他地区の避難場所も周知していただきたい。他地区に避難する場合も考えられるということですが、避難場所は防災マップにも出ていますが、村民の皆さんに再度周知していただきたく、地区外で避難、例えば地区外のところで避難するということもオーケーかどうかということもお聞きしたいと思います。

次に、自主防災組織の加入者世帯の個人情報の収集方法ということで、自主防災組織で単独で収集するしか方法はないのか。個人の了承等を得て村でもって行える方法はないか。

次に5つ目としまして、小野沢地区の指定緊急避難場所は小野沢公民館1カ所となっておりますが、本郷地区の皆さんは鎖川を挟んでいるので、万一の場合、本郷公民館もまだ建築年も新しいこともありまして、避難場所として追加できないかどうか。緊急指定避難場所になっていると、災害時には緊急物資とか連絡網とかいろいろなことで本部の対応方法が違ってくるのかどうかということでもあります。

地域防災計画には、原子力災害についても記されておりますが、今までは主に原発に伴う災害に重点が置かれていたかと思いますが、今、けさもJアラートが鳴りましたが、北朝鮮問題が非常に気になる場所でもあります。Jアラートの鳴ったとき、あの放送を聞いたとき、どこへ避難すればいいのか、じっと考えているだけでした。朝日村の堅固な建物、安全な建物、場所、思いつきません。村外では個人でシェルターなどをつくっている人も多くいると聞いております。不測の事態が起こってしまわないよう願うばかりですが、どのようにお考えでしょうか。

Jアラートは、日本の領土・領海に落下する可能性があるると判断した場合、第1番目の呼びかけで次のように伝達されます。

1、ミサイル発射情報、避難の呼びかけ。今回ありましたが、「ミサイル発射、ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください」ということで、その後、以下、状況に応じて伝達されるわけではありますが、私は第2次大戦のときの空襲警報発令、B29が来るぞ、灯火管制等を思い浮かばされ、当時は各家庭でも

防空壕を掘っていた記憶もあります。考え過ぎかもしれませんが、考えられる頑丈な建物はどの建物なのか知っておけば、万一避難するようなことになっても、即行動でき、不安も和らぐと思います。「備えあれば憂いなし」と考えます。また、緊急時の避難方法等を研究し、指針を早急につくっておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、現在、新庁舎建設をしておりますが、庁舎建設にあわせてヘリポートが計画されています。もし許されるものであれば、ヘリポートの下に地下を掘って、日常は音楽ホールとかイベント等、種々に利用し、非常時にはこれに対応できると考えられますが、そういった検討の余地はあるか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、自主防災組織の住民の所属地区の問題ということでございます。

現在、当村の自主防災組織につきましては、地区と地区防災部会が、重複する「重複型」と呼ばれる体制となっております、これにつきましては組織づくりが容易なこと、それと村民にとりましては地区と自主防災組織が同じため、長が1人で仕組みがわかりやすい反面、地区から離れた場所に転居された方につきましては、災害時に地区防災会の活動と一緒にできないという短所がございます。災害時には安否確認、また救出などの近隣での助け合い、いわゆる共助が重要なことを考えると、地区と地区防災会が別組織となる体制を検討していかなければならないと考えております。これにつきましては、今後、各地区防災部会でご協議をいただき、ご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、地区未加入者につきましては、災害時の対応も考えまして、まずは近隣の地区へ加入していただくよう村のほうで推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、組織の担当部署と基本的役割の仕事の内容の統一のご質問でございますけれども、村の職員につきましては、地域防災計画によりまして地震による災害対策本部を設置された場合は、災害対策本部に招集をされまして、地域防災計画で事前に分担された活動、それと事務を行うこととしております。災害対策本部につきましては、村長を本部長としま

して役場の組織に準じまして、指揮本部、総務部、住民部、環境部、産業振興部、教育部に分かれておりまして、基本的に役場の各担当部署と同じ役割の活動、事務を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、避難所の見直しと村民への周知徹底でございますけれども、避難所につきましては平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして、村は広域的な避難場所を指定することとしまして、新しい基準に基づきまして緊急避難場所、それと避難所の指定を行っております。この際、各地区の避難場所につきましては、避難場所という位置づけではなくなりまして、避難時に地域の住民の皆様が避難の状況や安否確認を確認するための一時集合場所という取り扱いになっております。この一時集合場所につきましては、地域にございます避難が可能な駐車場とか公園なども含めまして、全戸に配布にしてございます朝日村防災ハンドブックの中の防災マップに全て記載をしてございますので、そちらをごらんをいただきますようお願いいたします。

続きまして、自主防災組織の加入者世帯の個人情報の収集方法についてでございます。この個人情報の収集・提供につきましては、村の個人情報保護条例の中で、本人からの同意に基づき収集する場合や、緊急でやむを得ないときを除きましては、個人情報の収集・提供はできないことになっております。また、村の住民情報というものは、住民基本台帳の登録者となっているため、主に大学生など村に住民登録をしてあっても、実際には村外に住んでいる方も大勢いるため、実際の生活者と村の住民情報というものは一致していないのが実情でございます。本人の同意があれば収集提供ができますが、それを行うために全員からの同意書が必要になるため、平常時の収集・提供は困難でございます。実際に住んでいる地域住民の方と顔を合わせ、お互いにふだんからどこに誰が住んでいるのか把握していただくことが緊急時の共助にもつながると思います。下洗馬地区におきましては、地区内の全ての住民情報はお互いが承知しているため、お助け台帳の整備を必要としていないという地区もございます。自主防災組織の住民情報につきましては、それぞれの地域で収集していただきますようお願いいたします。

なお、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があるときは、この個人情報の収集と提供ができることになっております。実際の災害で必要が生じた場合は、個人の同意なしに個人情報の収集・提供ができるものですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、指定避難所に本郷公民館も追加をしてはということでございますけれども、

村の指定避難所につきましては、先ほども申しあげました平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして、被災者が一定期間生活する場所として指定を行っております。この指定につきましては、生活環境等を確保するため、災害対策基本法の施行令がございまして、そこに定める基準を満たす施設とされております。具体的には、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの、こういった基準に加えまして、耐震化・耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震化、生活面を考慮しましてバリアフリー化させた学校とか、公民館、福祉施設など公共施設が望ましいとされております。

これによりまして、村では公共施設、それと区の公民館を避難所として指定をさせていただいております。また、この指定避難所につきましては、開設後避難物資の配布、また避難所の運営を行わなければならないため、多数の避難者が収容できる施設が望ましいとされております。

本郷公民館につきましては公共施設ではないこと、また進入道路が狭く、物資の搬入には望ましくない状況から、指定避難所としての追加は考えてはおりません。しかしながら、鎖川を挟んで右岸側には指定避難所が少ない状況でございます。現在、村では公共施設の旧おひさま保育園の活用を検討しておりますので、今後、旧おひさま保育園の整備が完了すれば、避難所として指定を検討していく方針でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ミサイルの発射、それと避難の呼びかけのご質問でございます。けさも北朝鮮の西岸から弾道ミサイルが発射されまして、日本の領空上空を通過し、襟裳岬東約2,000キロメートルに着水をしたということでございます。これに対しましては、村は地域防災計画とは別に、平成19年に国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、この規定に基づきまして、朝日村国民保護計画を策定してございます。この計画の中で、武力攻撃事態として、弾道ミサイルによる攻撃を想定しておりまして、情報伝達につきましては、弾道ミサイルのように対処に時間的余裕がない事態につきましては、けさも行いました全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによりまして瞬時に国からの警報の内容が送信された場合は、村の防災行政無線を活用して、迅速に村民へ警報を伝達することとしております。

また、武力攻撃事態等において、村民がとるべき行動等に関する啓発を行うこととされておりました。村では弾道ミサイル攻撃の場合に、村民がとるべき対処については、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルとあわせて活用しながら、住民に対し周知する

よう努めるということで計画のほうに記載をしてございます。これによりまして、弾道ミサイル攻撃の場合などに、村民がとるべき対処につきましては、村独自での指針づくりはなかなか作成が難しいため、政府の広報、それと内閣官房の国民保護ポータルサイトというものがございます。そこでの行動マニュアルを村民に周知してまいりたいと考えております。

政府の広報におきましては、Jアラートによりミサイル情報が伝達された場合、屋外にいる場合につきましては、できる限り頑丈な建物や地下に避難する。建物がない場合につきましては、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合は、窓から離れるか窓のない部屋に移動するということになっております。

また、近くにミサイルが落下した場合は、屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、気密性の高い屋内、または風上へ避難する。屋内にいる場合は、換気扇をとめ、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するということになっております。また、内閣官房の国民保護ポータルサイトにおきましては、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達として、けさもございました日本の領土・領海の上空を通過する場合、それと日本の領土・領海に落下する可能性がある判断した場合、それと日本の領海外の海域に落下した場合、それぞれでこのJアラートの放送内容が異なります。その放送分と、そういった放送が流れたときの対処方法をまとめたマニュアルがその中で発表されております。それらを活用しまして、ミサイル攻撃に伴う対処方法を今後、村民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

なお、このたびのJアラートの放送による強固な避難場所は、私どもの村では該当施設がないため、今後、町村会を通じて国との協議が必要と考えております。

またもう1点、新庁舎建設地へのヘリポートのシェルター建設ということでございますけれども、弾道ミサイルにつきましては、発射から10分足らずで日本に到達すると言われております。現状では、国の防衛措置以外はなすすべがないのが現状でございます。また、日本では核シェルターは十分に整備をされていない状況でございます。国におきましても避難設備の確保や公共施設や地方自治体に義務づける法整備に関しても、検討は進んでいない状況でございます。現時で、国におきましても整備する方向性はないということでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいま総務課長からご答弁いただきましたが、この1番目の所属地区の問題ですが、私も今の地区単位でということではなくて、別に防災組織のあるものをつくったほうがいいかなと、そう思っておりましたが、課長のご答弁も別物でつくっていく方向だということをお聞きしましたので、ぜひともその方向で進めていただきたいなと、こう思います。

それで、加入したい方はできるだけ入ってもらうようにということではありますが、やはり自分の身は自分で守るということであれば、新しくできてくるであろう防災組織には少なくとも入っていただくという方向で進めていただきたいなと、そういうふうに思います。

それから、自主防災組織ができたときの小野沢地区の防災会では、当初、できたばかりのものだったんですが、地区世帯の家族構成とか職業だとか、特技だとか、そうしたものの世帯別のリストをつくった覚えがあります。大変手間がかかる作業ではありましたが、これも個人情報等の制約もあつたりしまして、地区の防災会として個々に全部当たってデータを集めて、そういったものをつくったわけですが、今お聞きしますと、基本的なものは出せないことはないが、全部の個人情報をとつてもいいという許可を得るということであれば、やはりこれは一部防災会で自分たちでしっかりつくるべきかなと、そんなふうに今、考えました。これがないと、実際問題のときに、チェックする人もデータがないとできないものですから、そんな方向で理解させていただきました。

それから避難場所の小野沢地区の本郷のということですが、公共施設ではないからそれにはなれないということが大きなことかと思えます。車がうまく入っていないという条件もあるということですので、早いところ、向こう側としたら、もとの保育園ですか、三俣の。あそこが整備されて、そういった場所が確保できるようにということを願います。

また、ヘリポートの地下ということは、お金もかかるし、なかなか簡単にはいかないなとは思ったんですが、昔、私、まだ子供もまだ小さいころだったんですが、それから小学校に行くころまで、先ほど総務課長も言われましたように、外にいた場合は、どこも避難するところがなければ、頭とあれをカバーして地面に伏せろというような、そういうあれになっていきますけれども、子供のころは親につくってもらった端切れだとか、綿でつくってもらった防空頭巾というものがあつたんですが、この防空頭巾は頭から肩の辺までを守ってくれますし、冬場なんかはそれがあれば何かの際にも温かいし、身を守ってくれるというようなことで、そんなにお金のかかるものではありませんし、自分でもつくれるというようなものがありますので、余談ですが、こういったものも朝日村の防災グッズの一つとしてつくって、み

んなこういうものを利用するというようなことも考えたらどうかなと。そんな難しいことじゃなくて、すぐできることだと。それで、車に乗っていて車からも離れろというようなこともあると思いますが、車から離れる場合も、できれば車に座布団を敷いておいて、かぶるときはすぐにかぶれるとかいったようなことで、この防空頭巾ではなくて、防災頭巾というような名前で、それが復活できたらいいかなんていうことも考えました。

何しろ、この防災ということは、もう今のミサイルだとか、それに対してもなんですが、いつどんな災害が来るかもわかりませんので、できるだけ村民の安全・安心ということが第一ですが、それのもとになる防災計画が実際の面にマッチした、そういったものになってもらいたいなということを願ひまして、以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

私は、3つの質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問の前に、ちょっと直していただきたいのですが、最初の文字から6番目だか7番目の緑色の「緑」が、勢い余って横に棒が出ちゃったものですから、ちょっと直しておいてもらいたいんですが、よろしく願いいたします。

まず、第1番目といたしまして、松枯れ対策は喫緊の課題ということでございます。

ちょっと読まさせていただきますが、朝日の山の緑色の松の山肌を見ていると、何か心が落ち着く、そんな気がする私であります。自分はやはり自然が好きだし、自然に生かされているんだなとつくづく思うわけであります。そんな私が最近、とても危機感を感じているのが、村内の一部や近隣の林や山に赤茶けた松ではないかと思われる木が散見されるからであります。例えば、赤坂橋近くの鎖川の河岸段丘上の松が十数本ほど、私の目から見ても枯れてきて、つい最近、その松を伐採して燻蒸したような跡が見受けられました。また、山形境の松が、このところ見ていますと、1本ばかりではなく、まとまって枯れてきておりま

す。地主は一切処理しようとしている雰囲気はございませんが、本当に困ったものだと、このように思っております。また、村内の数カ所で、これはよく私も山は好きなものですが、登るんですけれども、よく見てみますと、雨水の当時の枯れの木というのものもあるんですが、ちょっと遠くなものですから、松だとか、ほかの樹種がちょっとわからない部分もあって非常にそういう赤色が散見されて、苦になってきております。

松枯れの進行は予想以上に速いので、本当に心配であります。ひたひたと恐怖が迫ってきているのを、私は肌で感じております。このままでは、朝日特産の山の多くの草地にも影響が出てくるのではと懸念しているわけでありまして。一番の原因は、地球の温暖化であるんじゃないかなと思います。数十年前までこんなことはなかったわけでありまして、いわゆる排気ガス等による二酸化炭素というのかな、そういうものがふえてきて、やはり温暖が進んできているなど。まさに人災と言えるのではないかなと、こういうふう思うわけでありまして。

今、世界を牛耳るどこかの大統領のパリ協定離脱とか、核軍拡の隣国の長とか威勢の張り合いで、それに振り回されている我が国であります。けさもありませんし、以前にもありました。これで日本の上空を6回、いわゆる他国の上空を侵害して飛んでいるということは、まことに憤慨に耐えられませんし、また本当に国民の平和を考える上でも、とんでもないことだなど、こんなふう思っているわけです。理性のない国のトップを見るにつけ、唯一無二のその青い地球を自国の利益のために破壊しようとしているのは本当に情けないことだなど、私は思うしかありません。人間というのは、修復できなくなってからじゃなきゃ、本当にどうにかできないのかなと、そういう動物なのだろうかなと、私はこんなことさえ本当に思うくらい情けなく思っております。人の住める星は、今のところこの星しかありません。自分の思いはこのくらいにいたしまして、松枯れについて質問いたします。

1番目としまして、松枯れが以前の雨水のせいなのか、本当のセンチュウによる松枯れなのか、識別は検体でなければわからないじゃないかと思いますが、実態はどんなものでしょうか。また、現在、この松の枯れを監視している方は頼んでいると思いますが、どのくらいの方がいますか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

また、これはそういう人たちがばかりではなくて、村民全体でこれを抑え込んでいかないと、今、松本でも本当に、松枯れの問題が大きく取り上げられておりますけれども、どうしても村民の協力もなければ、発見して、こういうものがありますがどうですかというのは、やはりそういうものを行政に伝えてもらって、早く対応しないと、とんでもないことになるなど、私は安曇とかあるいは四賀村とか、あちらの山を見るにつけて本当に危機感を持っておりま

す。

それから4番目としまして、空中散布か伐採燻蒸か、少ない本数になるならば、今やっておられます樹幹注入も考えておりますが、今後の村の対応というふうなことをちょっとお聞きしたいと思います。

以上、4つの質問に対してよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問の松枯れ対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、当村のこれまでの被害状況は、昨年、古見地籍で1本、本年度では古見地籍で2本、小野沢地籍で1本、計3本が松くい虫による被害となっております。このほか5本の松枯れが確認され、検体を採取し、検査を行っておりますが、全て陰性の結果となっております。しかし、松本市今井地籍の鎖川段丘では、松くい虫による松枯れが確認されており、松本市へ早期の処理を依頼したところでございます。

議員のお話にもありましたが、ことしに入り、山林に赤茶けた枯損木が散見されるようになりました。状況はカラマツを中心に、昨年、雨水被害の発生した標高付近に多く見られ、一部アカマツの枯れも見られます。このことから、現場での確認を行ったところ、倒木により根が見える状態であり、根元がむき出しになったことにより枯れが進んだものと推測しておりますが、詳しい経緯については、県にも照会、相談をし、調査中でございます。

松くい虫の可能性も否定できないことから、必要に応じ検体も採取し、引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、監視体制についてでございます。

監視体制につきましては、6月議会の一般質問で、上條昭三議員からもご質問いただきましたけれども、本年度から村有林管理委員5名を松くい虫被害巡視員として委嘱をしておりますので、引き続き監視を行ってまいります。

しかし、議員のご提案のとおり、村民に関心を持っていただき、協力いただくことが被害拡大を防ぐ対策だと考えております。中村村長が機会あるごとに申し上げておりますとおり、早期発見、早期処理を行うため、議員の皆様を初め、村民の皆様から山林を注視していただき、松枯れを発見した際は産業振興課事務担当へご連絡をお願いするところでございます。

次に、拡散防止の対策についてでございます。議員お話しのとおり、有人あるいは無人のヘリコプター等による空中散布、伐倒・燻蒸処理、予防としての薬剤の樹幹注入がこれまで行われている主な対策となっております。それぞれ効果がございますので、状況に応じた実施の検討が必要であると捉えております。村では被害木の伐倒、樹幹注入については補助制度を設けており、制度の内容についてはこれまでご説明をさせていただいたとおりでございます。

空中散布については、松本地域振興局管内で、塩尻市、山形村及び当村を除く4村で実施がされておりますが、散布場所、条件にも課題が多く、慎重な状況でございます。現在のところ、当村では実施の計画はございませんが、実施に当たっては薬剤の安全性、薬剤防除の必要性を、県も含め、広域的に発信することが必要となっております。当村においても、広域的な連携をとりながら実施については検討が必要であると捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 再質問というわけではないんですけども、今、松本市の住民方の何かネオニコチノイドというのですか、こういうことに対しての薬害と騒ぐ人もいるんですが、やはりあれが広がってくれば、そういうことも広域で考えざるを得ない部分があるんじゃないかなというのものもあるんですが、私も今のところ、朝日村の実態を聞いて、まだ数本に滞っていて、どの町で5本は陰性であったというようなことで、私もちょっと違うような場所でも見受けて、それですごい心配したことがあったんですが、どうも陰性なのかなということなので安心しているんですが、実際に山へ登ってみますと、山の木が本当に数多くが、カラマツばかりではなくて、松も倒れて、根こそぎというようなのがありまして、よくここ識別しないと松枯れと間違えたりするのがあるんですが、私は、たまたま山が好きなものですからよく見てはいるんですけども、これが本当に今の状態でとどまってもらっていて、できるだけ樹幹注入とか、そこら辺でおさまるようなことに抑えてもらえれば、私は朝日の山を見ていて、ああ、緑色が濃くていいなと、本当にそういうふう思うわけでございます。ぜひ今後、そこら辺、きちんと目を見届けたいと。また、村民の協力もいただいて、できる限りこの松枯れを防ぐようなふうやっていっていただきたいと、こんなことを思います。

また、申しわけなかったが、先ほどの前文の中でも、Jアラートのこういうようなこと、

けさも驚かされてもうびっくりしたわけですがけれども、朝日には本当にないものですから、将来的には国の方針も聞きながら、避難できるようなところを考えていかなければ、今の国際情勢、何がいつ起こるかわかりません。また、以前の国の防災計画というのを立てられて、地域の重立った2つが集まって検討もしたわけですが、朝日村はエネルギー源になるような、東電とかいろいろありますし、本当に将来的にはそういうことも考えていかないと、今の世界のトップのおかしな方向を本当に私は話し合いで解決するのが一番大事なことだと思うんですが、本当にびっくりいたしました、けさも、興奮しました。まるで戦時中かなというような思いがありました。本当に、こんなことは二度とあっちゃいけないなと本当に思いますので、ぜひ今後、そういう対応についても、先ほど上條議員さんからも出しましたけれども、考えていっていただきたいな、そのように思いまして、1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2問目の質問です。

庭球場と商工会の事務所のある建物ですが、あの間の一隅に雨雪よけの、あるいは暑さよけの対策の屋根を、簡単な屋根ですが、足元がしっかりしたこういう屋根を設けていただけたらということでもあります。

今、鉢盛中学の生徒や村内のテニス愛好家、村外との交流大会などが軟硬を問わず、整備されたコートを使用して利用しております。本当にコートはすばらしいものであって、利用させてもらっているわけでありまして。また、私もクラブの一員、今は年齢も上になったものですから、クラブの長として、夏の大会や近隣市町村との大会の運営に携わらせていただいておりますが、そんな中、殊に夏場などは熱中症予防対策や急な雷雨のときの避難場所が少なく、事務局も雨よけに大わらわであります。困っているのが現状であります。また、選手が雨をしのぐのにいろいろなところを、狭いところを利用してやっているような現状がありますので、よいコートではあります、暑さ、雨雪対応のしのぐ場所があったら、ぜひ今後の予算の中で、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、対応していただきたいなど。あちこちのひさしの下にさんざんばらばらの選手や見学者のありさまで。こういうものをぜひ解決していただきたいなど、そういう場所をつくっていただきたい、こういうふうに思います。これ、以前にも私、出しましたが、まだまだ使っておりますので、

ぜひそんなことでお願いしたいと思います。ぜひ、簡単でもいいですが、傾斜のついた足腰の丈夫な屋根を設置してほしいが、いかがなものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、庭球場と商工会事務所の間に屋根の設置をというご質問にお答えいたします。

テニスコートと商工会の事務所の間に暑さよけと雨よけのための丈夫な屋根をということですが、商工会に確認したところではありますが、テニスコートです、あと商工会事務所の間の奥に、商工会の物品を保管している倉庫があります。テニスコートと商工会の事務所の間の空間、ここは軽トラックを入れて倉庫内の物品を出し入れする場所でもあると、こういうことでありました。屋根をつくるということになれば、議員ご指摘のとおり、昨今の突風にも対応できるような丈夫なものということになります。今、お話ししたとおりでありまして、屋根の足場が出るということは商工会として物品の出し入れに支障が出るということでもあります。また、テニス同様、野球やサッカーなどをする方々もいらっしゃいますし、公平性という面から考えると、全ての方々に提供できることを考えていく必要がありますので、設置は難しいかというふうに考えております。

そこで、例えば公民館には貸し出しできるワンタッチ式のテントもございますので、ご利用いただければと、そのように工夫してもらえれば、急な雨や暑さの対策には対応できるかというふうに思いますので、ご検討よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤勝則議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、教育長のほうから商工会の、あそこに確かに倉庫がありますね、商工会のいろいろ物を置くような。トラックが入ったりするので、確かに高さがなく、ちょっとある程度なければいけないと思うんですけども、雨よけ程度で僕はいいと思いますが、足だけ丈夫にしていいただければ、雪もあるものですから。やはり傾斜がある、そんなようなものをつくってもらいたいと思うんですけども、野球の人たちもあるもので、もし行けなければほかの場所へ、そういうものが、できるような場所があれば多くの人たちがちょっと

雨よげができたりとか、熱中症予防とか、そういうようなテントで過ごせる場所があれば、そういうスポーツ施設がある場所を見ると、そういうようなところ、休憩をとるようなところがちょっとあるところも何件も、何カ所かあるものですから、そういうようなものをぜひ今後、考えていっていただきたい。今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、今は、先ほど教育長も言いましたけれども、テントみたいなものを借りて、急遽持ってきてつくったりして対応はしておりますけれども、できれば 的なものがあればありがたいなということで、そういう意見も、こういうやっている選手の中からもお聞きしたものですから、ぜひ今後考えていただきたいなと、こんなふうに考えております。

ただ、テニスクラブのことばかりじゃないもので、スポーツ全体的な部分で、そういうところがあればいいな、すばらしいなと、このように思います。施設はすばらしいもの、グラウンドもありますし、コートもありますし、芝生もあるので、ぜひそこら辺も今後、考えていっていただきたい、こんなふうに思いました、私のこの2番目の質問、ぜひ今後、考えていただくということでお願いして終わりたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 猿対策の研究をということでございます。

当村も電気柵の設置で大型の哺乳類の熊やイノシシの出没は、例えば私の地域なんかは少なくなってきたわけでありますが、いまだに猿やハクビシン、テン、イタチが柵を越えたり潜ったり、山里の畑の作物を荒らして、我が物顔でいたずらをしている現場をよく見かけます。殊に、猿の被害は甚大であります。既に、柵もかなり設置されているので大変だと思えますけれども、傾斜地も多かったり、緩衝帯が狭かったり、木を利用した猿の侵入やらで大変であります。山に近い畑の耕作者には悩みが多いと思います。そういう現場とも見受けられます。新しい猿対策の研究が必要と思われれます。塩尻の例もありますが、これは実際は地方自治体の猟友会に頼んで、ある程度の懲らしめという意味での殺生というんじゃないですけれども、そういうことで、被害がとまっているというようなところもあるんですが、行政はどのように今後考えているかをお聞きしたいなと、このように思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、議員ご質問の猿対策の研究についてお答えいたします。

初めに、猿による農作物等への被害の状況でございます。当村では、平成21年度から鳥獣被害防止柵の設置を行っており、設置の進捗に合わせ被害も減少してまいりました。しかし、昨年のひょうにより、防止柵への被害が発生したことから、被害地域を中心に猿による被害も増加いたしました。本年度においては、上組地区を中心に西洗馬地域の山沿いで被害が増加しております。出没の状況を見ると、防止柵に隣接する立木を使う場合や、柵の金網をよじ登り、電牧線に触れることなく隣接する立木に飛び移り、田畑や住宅地へ侵入する状況が多く見られます。

そこで、被害を防ぐには、防止柵に沿って立木の伐採を行い、緩衝帯を整備することが最も有効であり、柵の効果が出ると捉えております。これまでも柵の設置の際には緩衝帯を両側5メートル整備する必要があると説明をさせていただいております。しかし、立木は個人所有のため、理解をされない箇所には緩衝帯整備ができないまま柵の設置をした状況でございます。このようなことが猿の出没がふえた要因の一つであると考えております。

緩衝帯整備については、昨年は雨水被害の復旧に合わせ、針尾、入三地域では地区の役員さんを中心に山林所有者から緩衝帯整備の理解について取りまとめをいただき、整備を行うことができました。これにより、この地域では一部を除き、出没件数は減少しております。被害が発生している地域については、これまで同様、地域内で立木所有者への理解について取りまとめをいただき、緩衝帯整備によりまして防止柵の効果を十分発揮できるよう、区長を初めとする地域の役員、地元議員の皆さんのご尽力に期待をするところでございます。

また、出没時の対応等については、昨年、林議員からご質問をいただきましてお答えをしておりますので、主な内容についてだけお答えをいたしますが、猿の出没については自己防衛を基本としておりますが、状況に応じ、猟友会が銃器による駆除や追い払いを行っております。その際、対策として個体数、削減策が考えられます。これについては、銃器によるものと、おりで捕獲するものがございます。当村では、本年度も県から10頭の駆除許可を得て銃器による駆除を行っております。おりでの捕獲については緩衝帯整備を行うことにより、出没する箇所が限定し、その箇所へ捕獲おりを設置し、個体数調整を行うことが効果が出るものと考えております。おりの形状については既に山形村へ視察を行っていただいておりますので、ご承知のとおりでございます。

そのほか、捕獲駆除に対する報奨制度でございます。これは当村のように、防止柵を設置していない市村で取り組みが行われております。現在、当村では、猟友会へ鳥獣被害防止対策委託料として、対策協議会を通し支出し、そのほか鳥獣被害対策実施隊の活動の報酬として支出をしております。報酬制度については今後、個体数や鳥獣による被害状況を見る中で猟友会と調整を行い、鳥獣被害防止対策協議会で検討されると考えております。

当村では、引き続き柵の設置と緩衝帯整備により、猿を含め、鳥獣の侵入を防ぐことにより被害防止を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、産業振興課長のほうからもお話ありましたけれども、おりについてもこの間、議会としても山形のおりを見に行ったりして、ああいうこともしたいかなと思いますし、確かに緩衝帯、これが私、見て回るにつれて、ちょっと狭いんだけど、やはりこれは地主の意見、山主の意見というのもあるのですから、簡単にいかないのが現状ですけれども、それが反動をつけて、極端な言い方すれば、のっこして、本当に猿というのは面倒な動物でありまして、本当に知恵が働いている、いろいろやっちゃいけないですが。

それともう一つが、地区としても、当番を決めて毎回、柵のところの草等を駆除しているんですけども、とにかく山のつるの勢いがすごくて、実際に電気の柵の効果が薄れるんじゃないかと思うくらい、そういう繁茂しているところもあるものですから、何回かこれをやらなければ、やはり効くのは少ないかなというふうなことも思います。そのあれして、猿もうまく利用して出てきたりすることもあります。下のすき間については、わりかし地域で埋め合わせをしたりして、ドアの開ける、明科の下あたりがあいているところが多いんですけども、そこも大分対策をとってもらっているようなことで、小さいものも出にくくはなってきておりますが、それでも私、よく山際を通るものですから、傘の細いようなハクビシンか何かですか、やはり夜中にすすいと動いているのが見えるんですよ。本当に、熊とイノシシ、こういうものに対しては本当に畑、田んぼを荒らされなかったり、人に危害を加えないということが出てきているもので、これは本当に怖かったなと思いますけれども、私、前にも言ったんですが、緩衝帯に、今、傾斜が強いものですから、もうちょっと傾斜が少ないようなところに犬とか何かみたいなのがあって、そういうことをやっている地域もあるん

です、ものを飼うとか、ヤギとか、動物を飼うというようなことで防ぐといっているようなところもあるというんですけれども、そんなようなことも今後、ぜひ研究していただいて、猿の被害も少なくなるような形を、ぜひ力を入れてやっていっていただきたい、こんなことを言いまして、私の3問目の質問を終わらせていただきます。

これで全部の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れさせていただこうと思いますが、10時45分、再開したいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続き一般質問を再開させていただきます。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は、3問の質問をさせていただきます。

まず1問目の質問です。結婚祝い金の支給についての提案。

50歳まで一度も結婚したことのない人の割合を示す生涯未婚率は、5年に1回の国勢調査の実施に合わせて、国立社会保障・人口問題研究所が公表しています。1985年までは男女ともに5%未満だった生涯未婚率が、2015年には男性23.4%、女性14.1%と過去最高を更新しています。生涯未婚の人は男性のほぼ4人に1人、女性のほぼ7人に1人となります。自分の意思で独身を選ぶ人がふえた一方、出会いの機会が少なく、一步を踏み出す機会も失い、結婚したいのに結婚できない若者がふえています。結婚をためらう人が多くなると、少子化の流れにも歯どめがかかりそうもありません。

そこで、結婚を後押しする対策が急がれています。その対策の一つとして、結婚して朝日村に居住する人に結婚祝い金を支給してはいかがでしょうか。婚活支援委員会しあわせ信州・朝日では、今月24日に出会いのイベントを野俣沢キャンプ場で行いますが、男性は定員に達していますが、朝日村の男性であればまだ受け付けします。女性は13名の申し込みがありますが、まだふやしたいと思っていますので、村民の皆さんのご協力を、この場をかりてお願いいたします。

婚活支援では、多少は結婚の後押しになると思いますが、朝日村が結婚祝い金を出しますと、結婚を奨励するという意思表示にもなります。また、独身者には結婚してもらいたいという結婚を後押しする対策になると思います。結婚祝い金の支給について検討してはいかがでしょうか。

以上が、1問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の結婚祝い金の支給についての提案でございます。

まず最初に、上條議員には、婚活支援のしあわせ信州・朝日村のメンバーとしてご尽力をいただき活躍されておりますことに、まずもってお礼を申し上げます。

議員ご提案の結婚祝い金についてでございますが、結婚とは、そもそも本人の意思に基づいた2人の総意の結合と心得ております。現代は、高学歴化や経済社会、社会労働環境等、大きな変革によりまして、議員ご指摘のとおり、未婚者の増加や晩婚化が進みまして、我が国の未来が心配されているところでございます。そこで、結婚祝い金の支給につきましては結婚を奨励している意思の表示と、結婚を後押しする対策などということございまして、議員の思いは十分理解ができますが、このことは一長一短があるかと存じております。むしろ縁結び、いわゆる出雲の神様のご尽力をされました個人にご慰労金を支給する方法もあろうかと存じます。

そこで私としては、その次のステップに力を入れておりまして、ご案内のとおり出産祝い金、これはこの平で朝日村だけでありますが、出産祝い金、1子、2子は10万円、3子以降は30万円、そして保育料は3、4、5歳は無料化。医療費につきましては、18歳まで医療費無料化。それから、村内のデマンドタクシー、それから広丘までの定期バスにつきましても中学生までは無料としていまして、いわゆる子育ての分野で力を入れております。そんなこ

とをご理解いただきながら、朝日村が意欲のある村というようにご理解いただくことが一番大事なことかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條昭三議員、再質問はございますか。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 村長の意向はよくわかりました。

ある村では、結婚生活支援金なるものを出すというような村もございますので、今後につきましては十分検討し得る課題であるのではないかと思います。そういうことで、以上で1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條昭三議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは2問目の質問をさせていただきます。

若者定住促進賃貸住宅の設置促進について。

朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、若者定住促進賃貸住宅の設置促進とあります。これは移住促進のための賃貸住宅の対策であります。1の質問の結婚に関連して質問させていただきます。

最近、その家の跡取りであっても、結婚すると、親と別居する夫婦が朝日村でもよく見かけられます。その場合、朝日村に適切な賃貸住宅がなければ、村外に移住してしまいます。現在、朝日村の住民が結婚しても朝日村に住めるようにするためにも、賃貸住宅が必要であると思います。若者定住促進賃貸住宅は移住促進のためだけでなく、今、朝日村に住んでいる若者を朝日村に引きとめておくためにも必要ですので、設置推進の進捗状況を教えてください。

以上が2問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の若者定住促進賃貸住宅の提供についてというご質問でございます。

若者定住促進のための賃貸住宅の設置につきましては、村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で若年層、特にファミリー層の移住・定住を促進するための住環境整備として位置づけてございます。また、議員おっしゃられますように、村民の村外移住を抑制するなど、人口維持のための有効な施策と捉えております。この若者定住促進のための住宅を整備するためには村が建設する方法、それと家賃補助を前提に、民間に建設していただく方法を検討しております。村が建設する場合につきましては、国の公営住宅法によりまして、公営住宅として建設すると、国土交通省の社会資本整備総合交付金、これは2分の1受けられることになっておりますけれども、現在は全国的に要望が多く、実際の補助率は4分の1程度となっているようでございます。こうすると、村の費用負担が大変大きくなる状況でございます。

また、公営住宅整備につきましては、現在、旭ヶ丘の公営住宅が更新の時期を迎えてきております。一昨年、策定をしました長寿命化計画の中で、若者定住化のための公営住宅への方針を含め、今後検討していく必要がございます。また、村の家賃補助を前提に民間業者から賃貸住宅を建設いただく方法につきましては、村内で賃貸アパート経営を行っている民間業者と話をさせていただきました。しかしながら、アパート運業者につきましては、土地活用としてアパートを建設するオーナーと呼ばれます個人からアパート経営を委託されているということでございまして、そうしたアパートを建設するオーナーがいないと、この建設事業はできないという話でございました。

またこの際、当地域の賃貸住宅の状況をお聞きしましたが、近隣の4村では、アパートの供給のほうがほぼいっぱいになってきておりまして、あきも出てきているような状況だそうでございます。また、朝日村の地域条件を考えますと、賃貸住宅建設にはいま一步、民間では踏み出せない状況のようでございます。また、利用者の傾向としまして、物件が古くなると次々と新しい物件に引っ越す傾向も多いようでございまして、将来的な見通しも必要となるようでございます。

以上のように、村で建設する場合につきましては、旭ヶ丘住宅団地の更新、それと費用負担が課題となってきております。また、民間活用につきましては、物件を建設するオーナーが必要ということで、今後はそういった総合的な検討が必要となっている状況でございます。また、過疎地域の指定を受けている自治体では、若者定住住宅の建設に過疎債が活用できることとされておりまして、国から建設事業費の7割の支援を受けることができるとされてお

ります。当村は、この過疎地域の指定外でございまして、こうした支援の対象にならないことから、当村を含め、全国の小規模自治体37町村が過疎法適用外小規模町村連絡会議というものを組織しまして、現在、定住対策用の戸建て住宅を整備する際に、過疎債に準じた支援をいただけるよう、直接国への要望活動を行っている状況でございます。こうした状況でありますので、若者定住住宅の検討につきましては、いましばらく時間がかかるものと捉えております。

また一方で、土地開発公社が進めました向陽台の第2期分譲地につきましては、1月の分譲以来、32区画中20区画が販売をされまして、現在、2区画が商談中となっております。この中で、村内に実家や本籍がある方への販売も5件あったということでお聞きしております。これにつきましては報告とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 向陽台団地につきましては、20区画既に販売済みということで、まずまず成功ではなかったかと、このように思われます。また、賃貸住宅につきましては、当面は難しいというお話でございますが、今後も設置できるように前向きに行動していただきたいと、このように思いまして、以上で2問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは3問目の質問をさせていただきます。

防災士の活用について。

防災士は1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、市民による新しい防災への取り組みを推進しようと2003年に創設された日本防災士機構が認証する民間資格です。自助、共助、協働を原則に地域、職場など、さまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを同機構が認定した人であります。防災士が私どもの地区にも1人いるのは知っていますが、朝日村に何人ぐらい防災士がいるのか教えてください。また、防災士の意識、知識、技能を活用して地域の防災力を高めていってもらい

たいと思います。

以上が3問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の防災士の活用についてということでございます。

防災士につきましては、日本防災士機構による民間の資格でございます。制度のきっかけとなったのは、阪神・淡路大震災でございまして、大震災直後、倒壊した家屋や瓦れきの下になった要救助者のうち、消防や警察などの公的機関による救出は約2割でしたが、救出された人々の約8割は近隣住民によるものでございました。大災害発生時は自治体も本来の機能に多大な影響を受け、道路、電気、通信等のライフラインも壊滅的被害に遭うことが現実となります。このことから、地域住民による防災力の強化が喫緊の課題としてクローズアップされ、地域で防災対策を講じる際、専門的な知識、技術を身につけたリーダーとなる防災人材を育成する構想が生まれて、防災士の養成、それと普及の活動が始まったようでございます。

資格を取得するためには、日本防災士機構が認定する研修の受講、消防署や日本赤十字社等が実施する救命救急講習の受講、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の合格が必要となるようでございます。現在、全国の認定者は13万人を超えまして、当村で該当する認定者は4名となっております。また、全国28の府県を含む83の自治体において防災士の養成に取り組んでいるようでございます。当村におきましては、民間団体の資格でございますので、資格の内容等を確認させていただく中で、地域防災力の向上のため、防災士の普及、また地域防災士のリーダーとしまして防災訓練等に参加していただくことなどにつきまして、今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） ことしも防災訓練が行われましたが、そのときに防災士なんかも協力するのかななんて思っていました、ことしはなかったもので、来年はぜひ防災士に声をかけてリーダー的な役割をしてもらいたいと、このように思います。

それで、この認定におきましては、松本大学とかやっているようでございますので、また希望される方は受講されればいかがかと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹。

私は本日、2つのことについてご質問したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは1つ目、環境美化（ごみ・空き缶の投棄）管理対策について。

村内の環境美化は、村民の多くの方が願っていることだと思います。しかし、近年は空き缶やごみの投棄がふえ、目に余るほどの光景が村内に発生しているのではないのでしょうか。このことは一村民として非常に残念で、悲しい気持ちになるのは私だけではないと思っております。つい最近、私が目の当たりにした空き缶の投棄の実態をお話いたしますが、何かしらの対策を講じる必要があると思います。

まず、別紙の写真をごらんください。この写真を見ていただきますと、この場所は西洗馬の松の木橋・清沢土建の土間付近にある自動販売機の写真です。ことしの8月3日に撮影したのですが、ごらんとおり、専用の空き缶捨てボックスの横に袋詰めされた空き缶の入った袋が3袋ほど捨ててあります。中身を見てみると、ビールの空き缶、雑瓶、そして自動販売機にない商品のコーヒー缶等が入っておりました。しかも、アルミ缶、スチール缶、瓶がごちゃまぜで入っていました。このとき、私以外に西洗馬の中村区長と清沢土建関係者立ち会いで確認をいたしました。3人とも非常に切ない気持ちになりました。また、自動販売機を設置している清沢土建の方によると、自動販売機への空き缶投棄はここだけではないとのことでした。また、以前には村内放送で紙おむつを川に流したとの情報もあったかと思っております。誰による行為か定かではありませんが、こういった行動で迷惑して悲しい思いをしている人はたくさんおります。来年には新庁舎の開庁及び開村130周年記念イベントを控えております。多くの村民を初め、多くの方が新庁舎を見学に来るかと思っております。しかし、庁舎

以外の場所でこのように景観を損ねている現状をそのままにしているのでしょうか。いま一度、環境美化に向けて何かしらの行動をとる必要があると考えております。

そこで下記の質問をいたします。

昨年とことしで空き缶やごみの投棄があった件数及び場所。ごみの内容について、わかる範囲で教えてください。また、上記に対する具体的な対処はどのように行ったかを教えてください。さらに、今後の対処方法をどのように行っていくか、お答えください。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原生活環境課長。

〔生活環境課長 塩原康視君登壇〕

○生活環境課長（塩原康視君） 北村議員ご質問の環境美化管理対策についてお答えします。

ごみは次の2つに分離されます。家庭や事業所から排出される一般廃棄物、そして事業活動で排出され、法で定められたごみの産業廃棄物です。北村議員ご指摘の空き缶やごみの投棄ですが、これはこれらのごみを道路や空き地、山林、川などに捨てる不法投棄であります。この不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反している。違法に投棄する行為を示し、不法投棄をした場合、個人・法人を問わず罰則が設けられています。また、朝日村では、朝日村ポイ捨て禁止等による環境美化に関する条例及び朝日村ポイ捨て禁止等による環境美化に関する条例施行規則により、空き缶などのポイ捨て禁止等による環境美化に関して必要な事項を定め、村の良好な生活環境の保全を目的とした取り組みを進めております。

初めにご質問のありました昨年とことしで空き缶やごみの投棄があった件数、場所及びごみの内容についてであります。投棄のあった件数については朝日村の不法投棄の状況は、近年は増減を繰り返しております。平成27年度の発見件数31件。平成28年度の発見件数46件となっております。これは前年と比較すると増加しており、不法投棄が後を絶たない状況です。この発見件数は長野県から委嘱された長野県不法投棄監視連絡委員と、村担当職員による定期的パトロールと、住民の皆様からお寄せいただいた情報提供による件数であります。

次に、不法投棄された場所についてであります。平成27年度は道路沿いが64%、河川付近が27%。28年度は道路沿いが44%、河川付近が38%という状況であります。不法投棄は人目につきにくい道路、河川など多く発見されています。

次に、不法投棄されたごみの内容についてであります。不法投棄されたごみのほとんどが缶、瓶、家庭ごみといった家庭から排出されたごみであり、事業所からのごみ、または産

業廃棄物はほとんどない状況であります。これは朝日村に限ったことではなく、長野県全体でも平成28年度の不法投棄発見件数のうち一般廃棄物、いわゆる家庭ごみの不法投棄が全体の98%を占めています。

続きまして、ごみの投棄に対する具体的な対処法についてのご質問でございますけれども、現在、村では広報紙、回覧板、告知放送などによる啓発。また、不法投棄防止看板も作成して不法投棄の多い場所などに設置し、啓発を図るとともに、県が委嘱する不法投棄監視員1名が村内を常時パトロールして不法投棄の防止に努めております。また、パトロール場所の中で、今まで各複数回不法投棄がされた場所につきましては、重点監視箇所として指定して、パトロールを強化しています。この3カ所は最終処分場土手沿い、原新田、松本市今井境の県道沿い、原新田地区の鎖川沿いの以上3カ所です。また、村では投棄のおそれのある場所には、捨てにくい環境づくりの方策として、除草や支障木の伐採を進めており、有効な予防策の一つだろうと考えております。不法投棄発生の際には県や県警と連絡し、現場の確認や調査、不法投棄者の特定及び指導を行っているところであります。さらに、今年度からの新たな取り組みとして、ことしの7月、郵便局と朝日村における協力に関する協定を締結いたしました。これは郵便配達時の配達員から不法投棄情報の提供をいただくというものです。より多くの目で監視を行うことで、不法投棄の抑止や早期の対応が期待されるところであります。

最後に、産業廃棄物の不法投棄対策につきましては、廃棄物処理法により県が所管となっております。村内において産業廃棄物の不法投棄が発生した場合は、村が初動時から県と連携して現場の確認、立入調査を行い、廃棄物の詳細の内容の確認や調査、不法投棄者の特定を行っております。

続きまして、今後の対処方法についてのご質問であります。不法投棄の対策は、パトロールの取り組みを中心とした多様な対策による不法投棄の防止に取り組んでまいりたいと考えております。具体的に申し上げますと、パトロールは、県が委嘱する不法投棄監視員と村パトロールの連携を強化して、不法投棄発生場所における再発防止を効果的・効率的に実施するためにパトロール警らから発生場所の除草等の伐採を図ってまいります。また、ことしから実施となりました不法投棄防止に関する協定の締結による郵便局の連携をさらに推進し、今後、協定締結先の拡大を積極的に進めてまいります。

そして最後に、重点的に取り組む対策といたしまして、日常生活の中での不法投棄への監視活動の強化です。村民の皆様が、これは不法投棄ではとか、これはルール違反ではと、ち

よっとでも思われることがありましたら、ぜひご連絡ください。特に、不法投棄を行った車のナンバー等、わかる範囲でご連絡ください。少しでも多くの情報が寄せられれば迅速な行政対応を進める上で大いに役立ちます。村の生活環境や景観を守るため、村民の皆様と村は協働しながら不法投棄撲滅を目指します。こうした対策を総合的に展開し、村民の皆様や関係機関との連携・協力を密にすることにより、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見、不法投棄ができない環境づくりの取り組みを進めてまいりますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 回答のほう、ありがとうございます。

先ほど、課長のほうから、件数について、27年度が30件。それから28年度が46件という検査報告があったのですが、実際、私が把握している件数と若干の差異があります。この差異はあって当然だと思います。なぜなら、その差異には空き缶やごみの投棄があっても、地権者の方が我慢して片づけてくれているからだと考えております。言いかえれば、地権者の方が渋々と泣き寝入りをしているかもしれせん。だからこそ、私たちは今こそ声が聞こえるように耳を傾けて実際、迷惑をしている方に寄り添って問題解決を前向きにしていかななくてはいけないと考えております。

先ほど、課長より対処方法を言っていただきましたが、村としては、とにかくパトロール、これを強化していると。そして、村民からの呼びかけが迅速な対応がとれる、具体的な対処方法のほうをお聞きしました。それとちょっとプラスアルファで、ぜひご検討いただきたいのですが、私としてはとにかくごみの投棄があつたら、その場所または悪質ということになりましたら、明確に場所を決めて、村内放送でとにかく呼びかけをしてほしいと考えております。放送で呼びかけをすることで、放送を聞いている村民や、また誤って投棄をしてしまった方に注意喚起を促してほしいと思っております。小まめな放送を繰り返すことで、空き缶・ごみの投棄はいけないことなんだと心のブレーキを踏む精神が芽生えてほしいと願っております。

そこで課長に再度、お尋ねいたします。

不法投棄が多い箇所や自動販売機設置等に対して、また原新田地区の河川敷等に対しては

看板等を設置するというところでございますが、自動販売機、それを設置しているところが、基本的には多くのごみが捨てられているようなイメージがございます。その自動販売機を設置している企業、または個人と連携をしまして、これは以前、私が6月の定例議会で申し上げましたが、防犯カメラないしは防犯カメラ作動中といったシールを張って防止対策を考えてみるのはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原生活環境課長。

〔生活環境課長 塩原康視君登壇〕

○生活環境課長（塩原康視君） 今、北村議員ご提案の自動販売機における監視カメラと、または監視カメラ設置というシールを設置してみてもどうかということではありますが、まず不法投棄でありますけれども、法律によりますと、第1に、不法投棄をした者が片づけるということになっておりまして、不法投棄の者が発見されない場合には土地の所有者が片づける義務があるということになっております。ということで、朝日村でも今までも実施しておりますが、不法投棄が行われた場合につきましては、土地の所有者の方と連絡をとりまして、その対策について進めているところです。その中の一つが、土地の所有者の方が希望または承諾していただいた場合には、村のほうでは至急、看板の設置のほうを協力させてもらっております。

自動販売機につきましても、北村議員ご指摘のとおり、自動販売機周辺の空き缶のポイ捨てが非常に多発しております。自動販売機の設置所有者の方からの苦情、またはご相談があった場合には今、北村議員がご提案いただきました看板またはシール等の作成及び設置については地権者の方と協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

まさに、一緒になって協力していくことというのは、非常に重要だと思っております。本来、原理原則、厳密に言えば、確かに課長おっしゃるとおり、地権者がそれを片づけなさいということだと思っております。しかしながら、それを設置している企業や個人にとって、その収入って本当に微々たるものだと思うんです。当然、置いてあるところは仕入れから始まって

電気代等々を払っております。だからそれに対して、それが主たる収入ではないと思っております。ということは、私たち外で農業する人間にとってみれば、夏場はそこに冷たいジュースがあつて、そして冬は温かい飲み物を設置していただいているわけでございます。今まで、自動販売機を設置している企業にとってみると、非常に泣き寝入りしているところが多かったと思うんですが、そういった1人だけじゃないんだと。要は、行政のほうもちゃんと前向きに考えているという、手を差し伸べてあげることによって、企業も個人もすごく勇気づけられると思っております。ぜひ、前向きに検討のほうをしていただきたいと思います。

それでは最後に、村の顔である村長にお気持ちをお尋ねしたいと思います。朝日村は自然豊かで空気もきれいな村です。鎖川も清らかで、雄大な田畑は村のよき景観であります。そんなきれいな村を、私たち人間の手で景観を損ねようとしている実態があります。改めて、村の環境美化に対するの思いと対策をお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 北村議員の村の環境美化、特にそのうちの不法投棄のような質問がありました。私が就任しました10年前は舟沢の奥、中俣の奥はタイヤが山ほど積んだ不法投棄ですごい騒ぎでした。非常にゲートをしっかりしまして、中に車が入れないように、そういう経過をして今、山は一部不法投棄がありますが、大分きれいになりました。それから、これも私が就任してから鎖川河川アユの会、この皆さんの協力によりまして、堤防端をきれいにしたことによって、以前よりも非常に不法投棄が少なくなっています。先ほど、課長が申しあげましたように、きれいなところには人も面白くて、なかなか捨てにくい。ぼうぼうしているところに知らん顔をして捨てていく。これが実態だというように理解しています。そんなことがありまして、いずれにしましても、私が就任したころよりも非常に村内の不法投棄はきれいになっています。ですから、まだこれは一層、まさに村民のモラルであつて村外から持ってきている人もいるというのが実態でありますから、それはやはり村の対応だけでは済まない、そういう傾向もありますので、これにつきましては、私は町村会を通しながら、また松本広域を含めながら、機会があればそういう話し合いもしていきたいと思っておりますが、非常に朝日村、きれいになったことも事実でありますし、なお一層、朝日村らしさを出していきたい。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 村長、ご回答のほう、ありがとうございました。

非常に、昔から現在にかけてきれいになっていると。そして、今後もそういった環境美化に取り組んでいくという、村長の心強いお言葉を聞けましたので、私のほうも今回、質問のほうをさせていただきましたが、非常に安心して次の質問に入りたいと思っております。

以上で、1問目の質問を終了いたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

転入者向けの村PR方法について。

朝日村では、将来の人口増加対策の一環で向陽台団地の2期工事を実施しています。32区画販売のうち、現在20区画の契約販売があったとお聞きしております。村外からの転入者もいらっしゃるかと思います。そこで、村以外の転入者に対し、もっと積極的に村のPRを試みてはいかがでしょうか。

朝日村には雄大な自然とともに、魅力的な観光施設や文化施設があります。村民へのPRはもちろんです。村外からの転入者に対し、これらの施設を知っていただき、体験し、朝日村のよさをもっと知ってもらうことで、さらに今後の人口増加対策への施策につながるのではないかと考えております。私、個人的にはもくもく体験館、そしてコテージをよく使わせていただいておりますが、来村した方々は、村外・県外者なのですが、実際、施設を使用していただき、皆、大変満足し、早くもリピーターになっていただいております。このように、村外の方に知っていただくには、その施設に実際に足を運んでいただき、その施設を体験することは、紙に書いてあるPRより最も効果的な方法の一つであるかと考えております。

先ほど、コテージを使わせていただいているお話をいたしました。村民が使うと1,000円の割引サービスを受けることができます。このサービスはコテージを使用する側にとって非常にありがたいサービスです。コテージ・スキー場は現在、指定管理者が運営しているた

め、割引等の交渉は簡単にいかない場合もあるかもしれませんが、しかし、それ以外の村の有料施設は村外からの転入者に対して「ようこそ朝日村へ歓迎記念」のように、初回のみ割引券のサービスの発行を行ってみてはいかがでしょうか。

そこで、下記の質問をいたします。

直近3年のうち、村外から朝日村に転入した方の数を教えてください。できれば、何年度は何人というようにお答えください。

次に、現在、村外からの転入者に対し、村施設等のPR方法を教えてください。

3つ目、転入者に対する朝日村施設初回限定割引サービスといった考え方について、当局の見解をお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の転入者向け村のPR方法についてというご質問でございます。

まず最初に、直近3年間の村外からの転入者でございますけれども、平成26年度から平成28年度までの直近3年間の転入者数につきましては、3年間で390名となっております。年度別に申し上げますと、平成26年度が144名、平成27年度が134名、平成28年度112名となっております。

次に、転入者に対し、村施設等のPR方法でございますけれども、現在、村外からの転入者に対しましては、転入の各種手続の際、窓口で生活に必要な生涯学習カレンダー、それとごみの分別冊子、それと防災ハンドブック等をお渡ししております。この中で、生涯学習カレンダーにつきましては、暦の後ろのページがごみの収集日、戸籍等の届、福祉や医療サービス、予防接種、上下水道の指定工事店、公共交通、子育て支援、村の助成制度、また村のクラブやサークル情報などを掲載したページとなっております、公共施設の紹介と連絡先、また観光施設の紹介と利用方法などはここにあわせて掲載をしてPRをしているところでございます。

次に、転入者に対する朝日村の施設の初回限定割引サービスをというご質問でございます。村の公共施設の割引サービスにつきましては、現在、緑の体験館のコテージ、それと朝日プライムスキー場で村民割引として1,000円の割引を実施しております。当村の公共施設は、公民館施設は無料となっておりますけれども、有料施設はこのほかにもキャンプ場、クラブ

ト体験館、農産加工施設など村民の皆様からも大いに利用いただける施設が多くございますけれども、実際には村民の皆様の利用状況も低い状況でございます。今回、北村議員より、転入者に対する利用サービスをとということでご提案をいただいているわけでございますけれども、転入者を含め、村民全体の利用を図るため、村民全体の割引サービス等につきまして改めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

先ほど、課長のほうから、こういった形で転入者に対してPRをしていくと。暮らしのカレンダーというものなんですか、それ私も実際によく目を通させていただいたんですが、非常にすごくよくできています。先ほど言った細かい戸籍住民台帳から始まって、年金、医療、福祉、下水道指定業者、また公共交通の案内、また助成金等と本当に事細かく書いてあって、見やすいなと思っております。

そこから、こちらもう一步踏み込んで、観光施設、それから公共施設の一覧に加え、村の飲食店の一覧の情報、そして可能であれば、それに使える割引券等もまた検討してみてもはどうかというふうに思っております。

なぜ、このような思いに至ったかと申しますと、村外の方が村に転入したとき、まず、この村には何があるんだろうと興味を持つのではないかと考えているからです。ある程度、生活が落ち着けば、必ずそれぞれの夫婦の友人、そしてご両親が来村して、友人、息子、娘の家を見にきたり、遊びに来るかと思えます。たとえ来村しなくても電話等で、朝日村ってどんな場所等の会話があるかと思えます。

そこで、村のよさをPRする方法は、村に転入してくれた方々だと思っております。村ではいろんな形でPRをしているかと思いますが、転入者から発信する言葉が何よりもよいPRではないでしょうか。転入者の友人から次の友人へ。転入者のご両親の友人へ。末広がり効果が見込めるのではないのでしょうか。そうなった場合、やはり転入者に対してしっかりとしたPRが必要ではないのかなというふうにも考えております。

そこで、課長にお尋ねいたします。今後、その飲食店を含んだ一覧、これは商工会側の管轄だと思いますが、商工会と一緒に転入者に対して村のPR活動をしていくことはできませんでしょうか、お答えください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、ただいま北村議員の2番目の質問で、商工会の村内の飲食店も一緒にPRができないかというお話でございます。朝日村の観光パンフレット、一つ前の観光パンフレットの中には、商工会のほうとタイアップさせていただいて、村内で飲食店の記載をさせていただいた経過がございます。この辺につきましては、村と商工会のほうと、また話をさせていただきまして、どんな方法ができるのか、可能なのかも含めて今後、検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

村では、今回、補正にも計上させていただいておりますプレミアム商品券のほうを発行させていただいております。村内の飲食店を含めていろんな店舗、そういったものを使えるような、そういった対策も行っておりますので、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

昔は一緒だったということで、今はそうすると、飲食店の一覧とかというのは商工会に置いてあるのかなという、ちょっと印象があります。引っ越しをしたりとか、いろんな重労働をすると、その後、食事をつくったり、そういうのが大変な状況なわけですし、そのときにやはり朝日村の飲食店はどこだろうとなったときに、そういった一覧があると、じゃここでご飯を食べてみよう、おいしかったら、きょうは引っ越しをしてこういうところで食べて、こういうところを今後、お父さん、お母さん、行こうねというような話のネタにもなると思います。またぜひ、そういったところを連携しながら一緒にその飲食店のほうもわかりやすいような形で、その転入者の方に渡していただければなと思っております。

最後に、このことは全体で取り組むことが必要であると考えております。転入者にとって、一番最初に接点を持つ役場の窓口、そこでは転入者に対して、直接、村のPRができる重要なポイントになるかと思っております。ぜひとも、笑顔で楽しく村のPRをしていただければ幸いです。

以上で、私の質問は終了いたします。

○議長（清沢正毅君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

一般質問、非常に進行が早く進んでおります。

次の質問に入りますと、昼の時間にかかりそうでございますので、ここで一旦、昼食の時間にさせていただきます、午後からまた再開をさせていただこうと思います。

午後の再開は13時15分、1時15分から再開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問、午後の部に入ります。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 引き続き、次に、8番、小林弘幸議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。

今議会では、県営中山間総合整備事業と、役場新庁舎に関する2問を質問させていただきます。

最初に、県営中山間総合整備事業の進捗状況についてであります。

県営中山間事業に一步を踏み出されたことは、長年のテーマであった荒廃農地の改善、使いやすい農地の確保といった諸課題にメスを入れることであり、しかも主な工区の地権者は200名を超える大変難しい事業であり、評価に値することと思います。5月の概要説明会、6月に6カ所の工区別打ち合わせ会を拝聴させていただきました。いよいよ中心的な事業である圃場整備事業の骨格もまとめ、県・国への事業申請へと進む段階であると思います。今議会の村長の提案説明にもございますが、各工区の推進委員会が立ち上がったとのお話がありました。各工区の打ち合わせ会の参加率が思わしくなく、推進役員の編成に苦慮されていまして、スタートが切れたということによかったと思います。各工区打ち合わせのときに、大変な課題があるなど感じた幾つかの点について、現状をお聞きしたいと思います。

まず、地権者の同意の関係ですが、地権者全員に事業概要等の連絡、申請時に全員の同意を得る必要があるとのことですが、まずは地権者に連絡がつかしましたでしょうか。

次に、圃場整備の設計関係としまして、構造改善の設計関係の進捗状況と事業費は、せんだっての村長の議案説明にも10億円を超えるというようなことですが、どのくらいになりますでしょうか。

課題である個人負担関係として、土地は貸してあり、個人負担は困るという意見が多くある中、地主の負担を減らす手を考えるとの回答がありました。また、村長提案説明の中に、朝日村方式により整備促進を図るとありますが、どのような方法をお考えでしょうか。

そして、今後の予定についてですが、大まかなスケジュール感をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、小林議員ご質問の県営中山間総合整備事業の進捗状況について、お答えをさせていただきます。

初めに、事業概要についてでございます。この事業は、農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的に、農業生産基盤の整備と、農村生活環境等の整備を総合的に行う事業が内容となっております。また、経営事業として取り組むことができ、この場合の補助率は国が55%、県が30%、市町村を含め地元15%となっているものでございます。

当村としては3月議会の際、中村村長の提案説明でも申し上げたとおり、農業立村として取り組む中、山沿いと言われる地域については、鳥獣被害防止対策として被害防止柵の設置を行っておりますが、田畑の圃場整備が未整備のため、近代農業に不向きな状態であり、農地離れが進み、遊休荒廃農地が目立ってきている状態でございます。

そこで、これを解消するため、本事業に取り組むことにより、さらに農業基盤の強化を図るものでございます。実施に向けては、経営事業として取り組む計画で、主な事業内容は圃場整備、具体的には御馬越原、御道開渡、ザッコ、北村から大石原の水田。それから、かたくりの里の川花見、本郷、樽揚場の6カ所と、農業用排水施設整備、これは水路改修と朝日灌漑施設のパイプラインの整備でございます。そのほか、農道整備、活性化施設整備の大きく分けて4事業としております。

これまでの経過を申し上げますと、去る5月20日に全体計画について、関係する団体と地権者の皆さんへ説明を行っております。その後、圃場整備箇所については、5月31日から箇所ごとに打ち合わせ会を行っております。欠席された方には改めて職員から事業内容の説明を行い、事業への賛同をいただいております。賛同率は箇所ごと異なりますが、75%から100%となっております。全て同意に至らなかった理由は、不在地主については資料を送付したものの、返信がもらえていない方がいるなどが主なものでございます。各箇所に実行委員、推進委員を選出いただきましたので、今後、計画を進める中、地元委員とともに同意を得る予定でございます。全関係者の同意については、今年度末に行う国への法手続の際、提出が必要となるものでございます。

次に、事業費についてでございます。現在、国の採択申請に向け、各事業ごと、事業費の積算を行っているところでございます。事業については現地調査も行い、基本的な事業費を算出しているものでございます。現在の概算事業費では、約15億円となっており、内訳では、圃場整備が約10億円、農業用排水施設が約2億2,000万円。活性化施設が約1億8,000万円、農道整備が約5,000万円となっております。本日も県のヒアリングがあり、担当者が出席しております。申請までに引き続き事業費の確認、精査が行われるものでございます。

次に、個人負担・受益者負担についてでございます。受益者負担につきましては、事業費の15%が村も含めた受益者負担になるものでございます。単純に、先ほどの事業費15億円の15%では、2億2,500万円となります。具体的にこの金額の村と受益者の負担割合は、朝日村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に基づき、またこれまでの経営土地改良事業の実績等から算出をするものでございます。これは各工種、事業内容によって負担割合が異なっており、公共性が大きい場合は村の負担がふえ、個人の財産性が大きい場合は個人の負担がふえることになるものでございます。

圃場整備については、個人の財産性が大きいことから個人の負担が発生するものでございます。この受益者負担については、中山間地域を含めた農地の集積・集約化を推進し、農地の利用の効率化を促進するための農地中間管理事業などに取り組むことにより、受益者の負担を軽減できる制度が始まってきております。ですので、この制度も各整備箇所により取り組めるかどうかの可否が異なりますので、各箇所の役員の皆さんを中心に、地権者と打ち合わせを行うことが必要であるものでございます。

このほか、中村村長が申しております朝日村方式による個人負担の軽減につきましては、前期の制度が活用できないなど負担軽減が図れず、個人負担が難しい個人に対し、村が担当

権等の担保権を設定し、村が一旦負担を行うものでございます。これにつきましては具体的な内容を現在、検討中でございますので、実施する際には、改めて議会を含め、関係地権者の皆さんに説明をさせていただきたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについてでございます。現在、国への採択申請に向け、県のヒアリングを受け、申請書の作成を行っております。国・関東農政局への採択申請は11月末を予定しております。その後、年度末までに土地改良法等に基づく法手続を行い、事業採択は新年度になる予定でございます。法手続の際は受益者の同意が必要となりますので、今後、各地区の役員を中心に地権者との打ち合わせを重ね、具体的な事業計画を検討する予定になるものでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

大分、具体的な内容が、中身がきょう、示されたんじゃないかというふうに思います。それで、一番心配されるのはやはり、最後、朝日村方式、最後の最後の方式として朝日村方式で担保云々という話が今、出されましたけれども、そこまでに持ってくる間も非常に、中間管理事業によって軽減がどのくらいされるのかとか、中間管理事業ですか、そういったものもろの課題が見えてくると思うんですが、こういう中で各工区ごとにかかなりの費用負担の差が出るふうに個人的には思います。例えば、平らな平面の多い場所に比べて、ザッコの原だとか大石のほうは、かなりの地形が複雑でありますので、その辺の金額の負担割合というのはかなり違ってくるということが今、想像できますが、その中で各工区ごとによって個人の負担が変わるという中で、一番お聞きしたいのは、先ほど、これから具体的に検討していくということですので、今お答えいただけるかどうかわかりませんが、大体どのくらいの差が出てくるのかという予想はありますでしょうか、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 負担の各工区ごとの金額がどのくらいかという件でございますが、それぞれ工区ごとの事業費、今、まだ積算をしております、まだこれから地元の皆さんと打ち合わせをしていかなければいけない状況でございますので、ここで数字、ある程

度は出せと言われれば出るかもしれませんがけれども、まだまだお示しできるような状態ではないので、もう少し精査させていただく中でお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

非常に先ほど、冒頭申したとおり、ぼやっとした見えない状況から、かなり煮詰まってきたということがうかがい知れます。これからいよいよ国への申請ということで、年度末までにまとまるか、まとまらないかという、まとまらない工区も多分出てくるんじゃないかと思ひますが、その辺はまとまったところから工事には入ってくるという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 実際に、工事が始まるについてですけれども、これからそれぞれの役員さんと打ち合わせをし、全体、採択になってから、県を通して年度ごとの事業費がまた示されてくると思ひます。ですので、その事業費も見たり、それぞれの交付ごとの受益者の皆さんのまとめりぐあいだとか、事業計画の推移ぐあいを見る中で、全体の工区の役員さんと調整を図り、実施場所については検討していくことになると思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

朝日村方式という奇策を村長のほうで練り出していただきましたけれども、その辺をもう少し具体的に村長のほうとしてお話しできたら、お伺ひしたいと思ひんですが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の中山間総合整備を、特に6カ所の耕地整備につきましては、まさに議員がおっしゃられたとおりに、一反歩の工事単価は非常に違ってきます。5倍とか6倍ぐらいの大きな違いが出るだろうなという見方をしています。そういう中にありまして、今、まだ課長からは申しておりませんが、個人負担をいかに少なくするかは、やはり中山間管理機構をいかに有効活用するか。いま一つは御馬越、ザッコ、それから北村から大石のあそこは辺地債が使えるかどうか、これは一つのポイントだというふうに見ています。

そんなことがありますので、こういう点もまだまだ工事が認可されてから上部団体、県・国との協議の中で、しかし一番大事なことは、当初の会議からも出ていますが、個人負担が大きいと。専業農家で取り組む人以外はなかなかそれに足を踏み込むわけにはいかない。そのときにどうするかが、これやはり村として大きな課題であります。でありますから、個人負担を払う人と払わない人ということになると不公平感にあります。でありますので、私は、先ほど課長が申しあげましたように、朝日村方式、これ全国でどこでもやっていないというやに見ていますが、お金がなくても一緒に構造改造もさせていただいて、今後の朝日農業の基礎づくりをしたい。それにはお金がないけれども、それに賛成をさせていただいて、一時、村がお金のその個人負担を肩がわりさせてしまう。ただし、そのかわりに抵当権設定をして対応させていただくというものであります。抵当権設定してありますと、別に耕作するには影響ありませんが、土地を売買するとか、それから相続をするというには必ずこれがついてきますから、そのときになりまして、その工事費の負担を払っていただくことは、納期は延びますが公平な対応という考え方で私の発想したところでございますが、いずれにしましてもこれは今、県にも申しあげて、法的に根拠がオーケーになるとか、公的な関係でまずいよと言われますと、これできませんので、今そういうところも詰めているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

非常に、変な言い方をすると、難しくて面倒くさい、そういう仕事になると思うんです。そこを村長を初め、村の職員の皆さんで英知を絞ってそこにトライしていくということで、

非常にこれからまた忙しくなると思いますが、よろしくお願いします。

それでは1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は、終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 2問目の質問ですが、役場新庁舎の総事業費についてであります。

この件は、もう工事も始まっており、きょう、朝見ますと、会議棟のところの棟上げを、何と申しますか、骨組みはもう完成しておりますし、本当に巨大なすばらしいものになるんだろうなというふうな が見えてきましたので、朝見て、非常にうれしかったのですが、そういった意味で建設工事も佳境にこれから入ってきまして、全村民が完成を待ち遠しいというふうに思います。それであえて、確認の意味でこれからのことはお聞きしたいというふうに思います。

今議会に、一般会計補正予算第2号で、新たに役場新庁舎建設費として1億3,568万円。これは備品1,800万円を含みますが、計上されました。全員協議会における当局の説明では、施工図を描かないとわからない部分もあり、設計どおりには建たらないだとか、実施設計後の変更もあった、若干の設計ミスもあったというようなこともちょっとお聞きしましたけれども、そういった理由です。そして、補正予算を提出するに当たっては、毎週行われる工程会議においてよく精査をしてきたと。しかし、まだ建設費用の変更はないとは言えないというようなニュアンスのことを聞いております。ここで、今までの予算の変遷をちょっとたどってみますと、平成26年10月の第5回建設委員会で、初めて総事業費が約10億円になるというものが発表になったということです。その後、幾つかの建設委員会があるわけですが、28年8月の第11回の建設委員会で、総事業費が14.4億円になるということが正式に概算見積もりとして出てきました。その11月に広報あさひむらで、14.4億円になるというのが広報上、村民に周知されている経過があります。その後、いろいろふえてきまして、最終的にこの9月補正予算で含めると、総事業費約16.2億円になるということかと思っております。

総事業費の起点をどこに置いたらよいか意見は分かれると思いますが、当初の10億円だとすると6億円ふえたことになりまして、村民へ周知した広報あさひむらの段階だとすると、約1.7億円ふえているということが現実かと思っております。このように、予算が膨らんできた背景は理解できます。百年の計にふさわしい役場ともなれば、朝日村も立派な村産材の活用や

ゆとりのあるスペースも必要となりますが、それは双方ともコストアップになると。それらは今後ふえます。役場ができれば日本全国からサステナブルの事業を使った新庁舎ということで見学者がふえるんだろうというふうに思います。そういったところで、そういった見学者には村産材のアピールはできると思うんですが、そういうことです。そして、そういったサステナブルの建築物等を先導事業に認定されて大きな補助金がつくとか、そのほか多くの補助事業を活用して、予算オーバー分は穴埋めできていると、そういうことで理解もしております。

しかしその一方で、建設費は幾らになるのかと、村民の声も耳にします。実際、幾らかかるのかと不安な気持ちになるのは私も含めて、私だけではないというふうに思っております。そこで、完成まであと残り半年となった現在、以下の点について確認をさせていただきます。

新庁舎の建設に関し、今後、総事業費のふえる要因・懸念はあるのかということ。

2つ目が、備品に関しましても、当初、6,000万円に対し、今回1,800万円追加と補正がかかりましたので、そちらの備品に関してもふえる要因・懸念はないかということ。

それと、本来、新庁舎の総事業費は建設費と備品を合算したものであると私は思っています。建設委員会の議事録を見ますと、第11回建設委員会までの事業費には備品まで含んでいました。それ以降、備品が事業費から外されているということで、備品まで総事業に含めると16.2億円で、なおかつ7,800万円がまだ上乘せになって、約17億円の総事業費となる。こういった物の見方もあるかと思しますので、その点も見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の役場新庁舎の総事業費についてということでございます。

まず最初に、新庁舎の建設に関しまして、今後、総事業費のふえる要因・懸念はないかというご質問でございます。新庁舎の建設につきましては、新庁舎建設委員会で事業概要、またこの建設費、コストでございますけれども、13回にわたりまして検討を重ねていただきました。そこで、事業費の経緯でございますけれども、当初の約10億円という数字でございますけれども、こちらにつきましては庁舎建設委員会で新庁舎建設の目的、また必要性などといった基本構想から基本計画を策定する段階で、いわば標準的な事業規模を検討していただ

いた概算額でございます。

その後でございますけれども、建設委員会による研究・検討、また設計者による基本設計によりまして、敷地面積が9,580平米、床面積は約270平米増加しまして、約2,245平米となりました。震災復興、東京オリンピックによる建設事業による労務費、また建設資材の高騰、地中熱設備の導入などにより概算事業費はその後、14億6,000万円となっております。このように、実施に当たっての条件整備といったぐあいに基本構想から基本設計、また実施設計といったより具現化する過程で内容等が決定精査されまして、本年度予算時点において事業総額14億9,000万円ということでお認めをいただいているところでございます。

今回でございますけれども、全体工期の約半分が過ぎようとしているこの時期に、別途工事としておりました公用車の車庫等の概算見込み額の精査によりまして増嵩、工事を進めていく過程で変更の必要が生じるものや、当初想定されていなかった追加項目の費用などによりまして、今回の補正をお願いさせていただいているところでございます。

今回の新庁舎建設は百年の計と称されるとおり、村ではめったにない大規模な事業であることや、村産木材の活用として木材を自己調達しまして、製材加工をして材料支給するなど、これまで村が行ったことのない手法による取り組みを行っております。詳細な事業費の予測や机上の計算どおりになかなか物事が進まないのが実態でございます。今後、工事の後半に差しかかりまして、現場をより具体的な最後の調整をしながら進めていくこととなります。

今後の見込みとしましては、現時点で把握している所要の予算を補正させていただきましたので、現時点では精査はしている状況ではございますけれども、やはり工事の状況、出来高によって費用の増減は生じるため、場合によっては費用が増額となることも考えられますので、よろしく願いいたします。

続きまして、備品に関してでございます。当初予算6,000万円に対し、今回1,800万円の追加補正がかかりましたが、ふえる要因、懸念はないかというご質問でございます。今回、備品の補正予算につきましては、当初見込まれていませんでした倉庫の可動書庫の追加による費用を計上させていただいております。このほかの庁舎の備品関係につきましては、職員が使用する机等につきましては、スチール製の既製品としまして費用の軽減を図る一方で、大会議室の会議用の机、また応接室のテーブル、椅子など公共部分で使用する什器類につきましては、村民の皆様から寄贈いただきました木材を使用したものとしまして、建設事業のコンセプトでもあります木造化・木質化を図るため、木造庁舎とあわせて什器類も一体的な村産木材として活用の推進PRを図っていきたいというふうに考えております。

議員ご質問の備品購入費の今後のふえる要因・懸念についてでございますけれども、現時点では基本設計図を参考に、家具メーカーの木質のオリジナル什器を想定した数量、また予算を見込んでおります。ただし、この村産材を使用したオリジナル什器につきましては、種類によりまして家具メーカーに製作していただくものと、村の木工作家に作成していただくものと分けまして、それぞれデザイン、また価格の提案をいただいて採用を経ていく予定としてございます。木材を使用したオリジナル商品であるため、デザインと価格の提案の結果によっては費用の増減、場合によっては増額となることも考えられますので、こちらもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3つ目のご質問、総事業費の捉え方でございますけれども、新庁舎建設事業費の捉え方の整理として、木材調達や用地取得、本体工事など直接的な費用と、地中熱設備や太陽光発電設備など新庁舎の附帯設備として一体不可分的に整備する費用を建築事業費として整理し、庁舎建設基金を充当することとさせていただきます。庁舎の備品・什器類等につきましては、仮に新庁舎を建設せずとも、いずれは更新が必要となる性質のものでありますので、建設事業費としては別に整理をしてございます。庁舎建設委員会においても、当初は備品も含めた捉え方となっておりますが、そういった整理をしていく中で最終的には、先ほど申し上げました事業費の捉え方としてご理解いただいたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

総事業費、まだ今後の状況だとか出来高によってはふえる可能性もあるということと、それと備品、特に什器類はオリジナルのものを今デザインしているから、標準的なものを見積もりで今、こういうことになっている。だからふえる可能性があるという、ふえる可能性ということはお聞きしました。どのくらいになるというのが問題ですが、その辺のどこまで出せるのかというのもひとつ念頭にないと、じゃこのデザインはもうちょっとやめてくれだとかということに、そういう選択肢をせざるを得ないと思いますが、あとどのくらいまでは腹積もりとしてお金は出せるかというところがやはり大事だと思いますので、一旦はお聞かせしてください。お聞きしたいと思います。どのくらいまで出るか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の質問で、まだこれからふえますのは皆さんが座っています机、私どもがここに座っている机、これを村産材でつくりたい。ただし、先ほど、総務課長も申しあげましたように、事務机までそのぜいたくはしません。事務机は一般の事務机を新調はさせていただきます。これは考え方でありますから、例えば文房具メーカーでは、オカムラだとかコクヨだとか伊藤屋だとか、そういう大手のメーカーさんからこういうものをつくってもらうんですが、まだこの段階の見積もりになっておりませんので、どのくらいふえるかわかりませんが、少なくとも皆さんが新庁舎になって座る、議場の皆さんが座るところは村産材の木材の机で進めたい。まさにこれが百年の計の将来残るものでありますから、そういうことを考えております。

じゃ、幾らまでかけるのか。私は当初から、今回も提案説明で申し上げさせていただきました。私は、村長就任の期はお金が全くありませんでした。長野県でワースト4の村でありましたから、その苦勞をして、しかも役場庁舎というものは補助金につかない。これが我が国の一般論でありましたから、それでは庁舎をつくる資金をつくってから建てよう、これが私の考え方でいまして、既に皆さんにはご承知のとおりであります。今年度も、私が就任したときは9億円の預金でしたが、今、32億円持っています。最大20億円は使ってもいいと私は職員に申し上げています。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 村長の思いはお伺いしました。

一応、そういう腹積もりで我々もないといけませんので。ただ、最大20億円までというのは非常にちょっとびっくりした数字でもありますが、まあいいやでそういうことを今おっしゃられているなどと思いますが、より精査をしていただきたいというふうに思います。

昨年8月9日の第11回建設委員会の資料を見ました。総事業費の増加分については基金や補助金を充当し、一般会計の負担が生じないようにすると、その資料には書いて増額を認めてくださいという資料になっています。ですから、これからもう一つ、隠し玉の補助金が

あるようですが、一般財源からなるべく支出を少なくするような方向で建設に当たっていただきたいという願いをして、質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、9番、塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は今回、2つ質問を用意させていただきました。

1点目は、地震総合防災訓練のあり方と朝日村地域防災計画の修正について。

2問目は、来年が朝日村開村130年になるということで、この記念事業についての提案をお願いしたいと思います。

では、初めの質問でございます。

9月3日、朝日村地震総合防災訓練が村内一斉に実施されました。この訓練は、朝日村地域防災計画に基づいて毎年実施されているものです。ことしの訓練は、県中部を震源とした巨大地震が発生し、朝日村では震度6強を観測したと想定しました。この想定下では、村内各所で倒壊家屋や火災、土砂崩れなどが発生し、電気や電話、上下水道のライフラインの利用が一時的に不能になる、そういった状況での訓練でした。

主な内容は、地域住民、区、消防団、日赤奉仕団、そして村と5者統一による応急対策訓練でした。地域住民は自主避難の後、公会所など決められた集合場所へ移動し、区は防災会災害対策本部を設置し、安否確認と被害の把握をして村と情報伝達訓練をしました。また、災害時の応急活動として日赤奉仕団による炊き出し訓練が行われました。一方、村では、村長の提案説明によると、災害時の職員初動マニュアルに基づき、非常招集訓練の後、災害対策本部を設置し、各防災会からの被害情報収集伝達訓練が実施されました。このほかに、災害時の役割分担の確認と担当部署の機能が発揮できるための協議がされたということです。こうした村全体で動く統一訓練は、村の防災計画に基づいて実施するものですが、村の計画は、国の防災基本計画と県の防災計画に基づいてつくられております。これらを踏まえて、

以下質問します。

1、自主防災組織として地域が災害時に機能するために、独自のテーマを持った訓練は平成25年からとのことですが、統一訓練は各区の共通訓練としています。統一訓練内容は、この5年間で変化しているか。

2、国の防災基本計画は、国内で起きた大きな災害の状況に応じて随時修正が加えられてきており、直近では、この4月11日修正されています。これは熊本地震による教訓が主な内容です。こうしたことを反映した村の訓練の必要性はないか。

3、業務継続計画、これは、災害時に行政がみずからも被災し、人やもの、情報など利用できる資源に制約がある状況のもとで優先的に実施すべき業務を特定し、その対応手順などをあらかじめ定める計画を言いますが、この業務継続計画について、昨年の一般質問で検討を進めているという回答でした。現在の進捗状況を伺います。

4、村の地域防災計画は、平成27年3月策定されました。この中で、災害時における被害を最小にするために備える計画づくりの必要性を明記しています。例えば、消防計画や要配慮者の避難計画などは各担当課の対応となっているが、進捗状況はいかがか。

5、村の防災計画の上位計画である国や県の計画修正が直近で行われているところ、村の計画修正の必要性はいかがか。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の地震総合防災訓練のあり方と、朝日村地域防災計画についてということでございます。

まず最初に、1つ目のご質問でございますけれども、自主防災組織として、地域が災害時に機能するために、独自のテーマを持った訓練は、平成25年からこの5年間変化しているかどうかというご質問でございます。自主防災会の統一訓練につきましては、発災から地区及び区の対策本部の設置訓練、また村民の避難誘導訓練、避難情報収集伝達訓練として、避難情報を3つの系統で村へ伝達する訓練を実施しております。これらの統一訓練につきましては、災害発生時の基本的な訓練と位置づけておりまして、この5年間は同様の訓練を行っている状況でございます。区の防災会や地区の防災部会の中でも、それぞれ情報連絡班、避難誘導班、消火班、救出班などの役割がございまして、また、防災行政無線による情報伝達に

つきましても、毎年、役員との体制が変わるため、避難から情報伝達までの基本的な訓練につきましても、毎年行っていくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、国の防災計画の随時修正につきまして、このことを反映した村の訓練の必要はないかというご質問でございます。平成27年の地域防災計画策定後、4回の防災基本計画の修正がございました。この中で、活火山に伴うもの、水害に伴う変更がございまして、実施に関係する修正は、熊本地震を踏まえて、本年4月11日に修正をされたものでございます。この改正につきましては、主に熊本地震を踏まえた応急対策、生活支援対策検討ワーキンググループの報告等を踏まえた修正としまして、7項目の修正がございましたが、行政の対応項目が大部分を占めておりまして、直接村民の皆様地震総合防災訓練に結びつくものではありませんでしたので、お願をいたします。

続きまして、業務継続計画の進捗というご質問でございますけれども、業務継続計画につきましては、県内では現在77市町村中11の市町村で策定をされております。当村では、新しい庁舎の建設に合わせて、新しい庁舎の機能に合わせて、現在策定中でございます。おおむね年内12月をめどに策定する予定でございますので、お願をいたします。

続きまして、現在の地域防災計画の中で、消防計画、また要配慮者の避難計画等各担当課の対応となっている計画の進捗状況はというご質問でございます。地域防災計画の中に記載の各種計画につきましては、各担当課で策定することとしておりまして、計画によっては県から策定状況の紹介があるものもございます。既に策定済みのものと未策定のものがある状況でございます。今後、各担当と確認を進める中で対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、村の防災計画の上位計画である国や県の計画修正に伴う村の計画修正の必要性はいかがかというご質問でございます。地域防災計画の修正につきましては、年度末を目途に必要な応じて随時修正することとしておりますが、国の防災基本計画の変更については、先ほども申しました火山災害、また水害に伴う修正等もございまして、当村で関係の薄いものであったり、行政対応の項目につきましては行政で承知していればよい部分もございます。そういった形で、毎年の修正というわけではなく、必要な応じての改正を行ってきております。ことし4月に修正されました防災基本計画につきましては、要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成の修正がございまして、これにつきましてはかたくりの里が該当になること。また、避難情報の名称が変更されたということで、こちらにつきましては村民に直接関係する修正になるため、来年3月の年度末をめどに修正を行っていききたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 地域防災計画、私もこれ、昨年、議員のロッカーの中に入れておりました、初めて見させていただきました。非常によくしっかり内容がもう見切れないほど大変な内容でした。これを見ながら、地域で行われている防災訓練、そのことも照らし合わせながら、ちょっとこれからの質問につきましては、先ほど個別計画がまだできていないから対応していかなきゃいけないという答弁がございましたが、その個別の計画が地域で生かされているかという視点でちょっとお尋ねをしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

この村の防災計画を見ますと、災害がいつ起きても対応できるための準備態勢を整えるために、平常時に、今のようなこういうときです、何もないうちに準備しておくことが大事であると書いてあります。今回、質問した消防計画と要配慮者の避難計画、特にここがちょっと大切かと思うんですが、これは平常時準備事項の一部であり、ほかにも各担当課個別の行動計画をつくって災害時に機能するようとしてあります。

そこで、消防計画ですが、今回の訓練で想定した震度6強の地震が実際起きたとき、村は広域的な関係機関と複数応援協定を結んでいます。この中にもそれがありますが、今議会の提案説明で村長のおっしゃった救援がもらえることの自覚、これを考えたときに、村の消防団はどう動くのかなど、こう思った次第です。村の防災計画では消防機関が迅速かつ効果的に対処できるように、組織と施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期すとして、消防計画の必要性を明記しています。また、水防計画についても触れています。朝日村消防団はこれらを十分考慮して、毎年、訓練の実施計画をつくって活動しております。限られた人数の中でしっかりやっていただいております、深くこれについては感謝しております。

この防災計画で、消防計画の必要性を位置づけていることから、いま一度再確認をして、朝日村消防団の目指す計画の検討をしていただければ、さらに村民の安心・安全につながるものと考えますので、これについての見解をお願いいたします。

また、要配慮者避難計画ですが、これは避難が困難な方の確実な避難のために、災害時に村がどう対応するか。そのために、村は地域住民の協力のもと、いかに避難所まで誘導するかという計画です。これについては後ほど質問させていただきます。

西洗馬防災会では、訓練終了後に反省会をしました。その中で、ある地区の防災部会長から、災害が起きたとき、どう動いたらいいのかわからないといった発言が出ました。そこで、避難と安否確認の統一マニュアルの必要性を求めています。それで、防災計画にある、この計画の中にあるんですが、お助け台帳という項目がございました。このことについて、西洗馬のトウノ部会長に尋ねたところ、その存在が確認できたのは2カ所。残りの部会は知らないと言っていました。また、よその区で状況も調べました。引き継ぎされていない地区があるということでした。もし、仮にこの状況下で、今回想定した震度6強の災害が起きたとき、村へ報告する避難情報の正確性に疑問が生じます。また、安否確認がおくれることによって、救える命を守れないといった不安も十分懸念されます。

これ以外に、先ほど未加入地区の対応のことを総務課長のほうからお話がありましたが、9月1日現在421人です。村の人口の約9.1%。この方たちの安否確認は誰がどのようにするのでしょうか。先ほどは、なるべく防災会へ入ってもらえるように勧誘していくというようなお話でしたが、何がいつ起きるかわからないというその状況下で、このことについてはきっちりやはり対策を立てておく方針が必要ではないかなと思います。

災害時の最優先課題は人の命です。対策本部としての村が地域から正確で迅速な情報を得る手段は必須だと思います。でも、地区では安否確認の方法が曖昧になって困っております。こういった現実の中で、村はお助け台帳の対応、未加入世帯の対応、避難と安否確認の統一マニュアルの必要性についてどのようにお考えか、お答えください。

先ほど、お助け台帳は地区に任せてあるという答弁でした。こういう状況の中で、現実の中で、誰もお助け台帳を知る人が少ないという中でどのように村がお考えか、この3点についてお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員の2回目の質問でございますけれども、まず最初に、村の消防計画の関係の話がございましたけれども、この消防計画につきましては、広域消防課になったときに、以前あった村の消防計画はなくなりまして、現在、松本広域連合で消防計画が策定されております。松本広域連合にあります3市5村、いずれも市村の消防計画がないということで、この広域の消防計画に基づいて行っているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、安否確認の関係で、お助け台帳のお話がありました。このお助け台帳につきましては、平成17年、阪神・淡路大震災の状況を踏まえる中、地域で被害を最小限に食い止めて、地域住民の安否確認を行うための住民台帳整備としまして、お助け台帳を整備したものでございます。その後、作成は各地域に任せるということで、先ほどもちょっとお話しさせた下洗馬地区につきましては、全ての住民がどこに誰が住んでいるということは、地域の住民が皆さん、承知をしているということで、もうお助け台帳は更新していかないよということで廃止した地区もでございます。残りの地区につきましては、お助け台帳と更新をされているものだというふうに、こちらのほうでは捉えていた状況でございます。

一昨年の平成27年4月に地区長会の席でそういったお話がありました。そのときに、お助け台帳を更新したいんだけど、様式の紙が欲しいということと、自主防災会の組織台帳というものがあわせて作成をされております。それも作成するのに様式がもうなくなってしまったので欲しいということがございました。それで、地区長会議明けの4月10日に文書で各地区長宛てにその様式とお助け台帳の更新について通知文を出してございますので、各地区でそれを見ていただいて、引き続き作成いただいている地区については、それぞれ引き継ぎが行われているものと思っていたところでございます。

今回、そういった状況があるということで、反省会にも出ているということでございます。この後、村の地震総合防災訓練にかかわります村の反省会を開催する予定でございますので、そこに村、また区長さん、広域消防局、消防団で反省会を行う予定でございますので、ちょっとそこで再確認等をして、地区の皆さんと今後、どういった方法がいいのか、先ほどのマニュアルづくり、地区の未加入者につきましても検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 消防計画についてですが、このことについては、この防災計画の中をちょっと見ますと、松本広域でなく朝日村独自で自分たちの地域のことがよくわかっている朝日村消防団として、そのあたりのことをちょっと必要性を求めている部分がありますので、またちょっと確認をしていただきたいと思います。

それで、お助け台帳の件ですが、これ、要配慮者支援台帳のことにも関係してきますので、ちょっと次に移りますが、いずれにしても、正確な情報が災害時にきちんと対策本部に

上がる、そのためにはその地区が統一した見解の中でチェック確認をして、安否情報を確認しないと、早く正確な情報が対策本部に上がらないです。ですので、そのことについてはぜひご検討をお願いしたいと思います。

それで、要配慮者の関係なんですけど、実はこの防災計画の中に、避難行動要支援者名簿というものを村があらかじめつくって、その後も定期的に更新して、災害時には効果的な利用によって援護が適切に行われるようにするとあります。この具体的な方法というのがあります。名簿は本人の同意を得た上で村が地域に提供する。村は、防災部会や民生委員など地域の協力者による情報伝達や避難支援、あるいは安否確認のための体制整備をして、避難訓練に名簿を使って実効性を高めるとしてあります。そうしますと、この支援者名簿は、避難訓練に使うということであれば、さっきのお助け台帳にも関係が出てくるかもしれませんが、これがないと地域は動けないんです。ですので、要は、そこまで書いてあるということは、国の防災計画もそうなんですけど、要配慮者は一番先に、優先的に救っていかねばいけない、体が不自由です。その救える命を救うというために、その地域の力をかりて、最大限に防災訓練で訓練しながらやっていくと、そういうふうにとめられるんです。

村ではこの関係の要配慮者の避難計画というものを実際につくってあるかどうか。これを防災訓練で、これまで多分使ったことがないと思います。今後の訓練で使う必要性をどのように考えているか、そこをお答えください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 住民福祉課長の上條でございます。

塩原議員の要配慮者の避難計画についてお答え申し上げます。

先ほども総務課長のほうからお話ございましたけれども、7の防災ハンドブックにございます。避難行動要支援者につきましては、みずから避難ができない方ということで、1人で行動が起こせない方、具体的には要介護認定の3から5の方、身体障害者手帳1級、2級の第1種の方、それから療育手帳を所持しますAの方、それから精神保健福祉手帳1、2級を所持している方の中で、おひとり暮らしの方、これから申し上げますと、ご家族がいて支援がある方はご家族の力を得て避難をしていただく。お1人でできない方については、あらかじめ村のほうに登録をいただいて避難をしていただく。ただ、この登録で皆様に地域へ情報を開示するに当たっては、ご本人の同意をいただくということが条件になっておりまして、

例えば、介護ですとかということになりますと、割合、開示がしやすいんですけども、病気でとか、精神の分野では、とてもデリケートな面がございまして、同意を得られていないというのが現状でございます。ただ、塩原議員おっしゃられたとおり、村長も提案説明でも申し上げましたが、災害時に速やかに安全に避難するためには、日ごろからのご近所のつながり、訓練こそが命を救う第一歩だというふうに考えております。

昨日も、民生委員会でやはり防災訓練の反省会がなされました。昨年の12月に民生委員も半数近くが交代をしております。今回初めての防災訓練でした。先輩方の委員がいるところでは、民生委員は福祉台帳というものを持っております。さっきお話しした介護、それから障害をお持ちの方で、その中には要支援者名簿、あるいはお助け台帳に自分で手を挙げてあるかどうかというような記載がございます。そういった部分も民生委員会として統一ができていなかったこと、初めてで、ちょっと事務局の連絡周知不足かなといった部分もございましたので、来月の民生委員の定例会で再度、こちらのお助け台帳、村の要支援者台帳について勉強会をしまして、非常時の際に備えたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

先ほど、やはり大きな災害になればなるほど、行政は各地域に入って手厚いことができなくなります。そういったところで住民の皆さんのお力をぜひおかりして、命を守ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今回の訓練によっていろいろとわかってきている部分もあります。ですので、災害時にすぐ対応できる平常時の準備をやはり万全にしていきたいというふうに思いますので、それぞれの担当の部署でしっかり検討して、個別、実働性のある個別計画をお願いをしたいと思っております。

もう一つなんです、防災マップです。地域に、各家に防災ハンドブック、これが配られていますが、この中の防災マップというのがありますが、この中にも、例えば今回、地域では、地域の皆さんは集会所を集合場所としておりました。6強というような地震が起きたとき、そこが集合場所としてふさわしいのか。これは地域が考えることなんです、行政は主導的な立ち位置にあるかと思っておりますので、その辺も含めて、後は、かたくりの里が福祉避難

所になっています。あそこは土砂災害の危険区域になっております。それから、河川の氾濫が起きたときに、あそこも危険区域ということが想定されます。ですので、その防災マップというものもいま一度、ちょっと行政のほうでご検討いただければというふうに今回、思いました。

私の今回の防災計画につきましては、以上でございますが、村長、ちょっとお伺いしたいんですが、来年、新庁舎ができて130年であるということ、新庁舎が防災機能を持った庁舎であるということ、そういったことで来年の防災訓練、それが直近の熊本地震だとか、きょうもミサイルの放送がありました、そんなことに対応する非常時の実効性のある防災訓練の実施を130年の記念事業としてやるようなお考えを今後、ご検討いただけるかどうか、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の防災について。先ほど、上條議員からも防災について質問ありました。朝日の大きな欠点が2つあります。これは非常の際にまず機能しないだろうなと思って、私も心配しておりますが、1つは、先ほど上條議員から質問がありました防災部会の構成員が、地域が離れているということ、今も防災部会の部会長さんが、例えば御馬越の人が学校の近くの人で防災部会長をやっている人もいます。これで果たして機能ができるのかどうか。これ一番大きい課題であります。でありますから、もっと現実に……後に言います。

それからいま一つは、おっしゃられるように、防災部会長、防災会長、朝日の場合には本当に民主的と言っていいのかどうかですが、1年か2年ごとに皆交代しています。現実論として、1年、2年のその任期で地域を掌握できるか、できていません。はっきり言ってできていない。でありますから、少なくとも、この防災会のとときに現実的に力を発揮するのは、その地域を知っている人がリーダーじゃなきゃだめなんです。今、そこまで誰も考えられてなくて、防災会ごとでそういう議論がされていない。私としては非常に困ったことだと思っておりますが、本来は、こういうときこそ、まさに大災害が起きたときには防災対策本部の役場職員は、地域へ出ていくわけにはいきません。これははっきりしています。いかに朝日村全体を把握して、人命を優先してどう把握して、そして国・県に援助を求めるか、これは一番大事な話でありますから、そういうことを考えますと、自分のところは自分で守ってい

かなければいけないんですが、自分のことも守らなきゃならない。防災部会長さん、防災会長さんが地域を知らない。これは朝日村の大きな欠点であります。

でありますから、こういうことがもう少し議論出てきて、本来はそういうことを今どうしようか、その議論が出ないと、その次に進んでも何も機能しないんです。幾らいいことを書いたって絶対機能しない。これは現実論です。そういうことをぜひ、議員の皆様方もこういう機会に議論をしていただきながら、地域の区長さんは防災会長でありますし、地区長さんが部会長さんです。この地域でぜひこの議論を真剣に考えていただきたい。

そこで、先ほど来から、総務課長が下洗馬地域を例題に挙げて、一番掌握している皆さんは下洗馬地域と言っています。先日の日曜日も、私の耳に入りましたのは、下洗馬地域の秋の運動会、老若男女、子供から大人まで、みんなが参加して運動会をやり、しかもその後、西洗馬の野菜出荷センターでみんながそろって懇親会をやり、そのことが向こう三軒両隣の皆さんが、何と申しますか、伍長さんといいますが、伍長さんの人がリーダーに、向こう三軒両隣に集まってきて、それぞれでやっているんです。でありますから、どこのうちにはどういう人がいて、どういう人がいる、どういう人が寝ている、全部掌握しているのが朝日村では下洗馬地域であります。

でありますので、そういった朝日村も昔のきずなが深まる、この対応を、はっきり言って、幾らいい書類を書いたって決して機能はしない。私はいつも思っています。そうしたら、それをどうするかは私も大きな責任がありますが、そういうことで、どうか塩原議員もそこにまずは視点を当てて、まずは人と人との機能をいかに発揮させるか、ここだと思しますので、ぜひ、そういう点を地域の皆さんと真剣になって考えていただければありがたい、こう思っています。

なお、質問の来年の新庁舎130周年、今までどおりでいいかという、やはり新しい庁舎になって、これからの防災はどうするか、当然考えていかなきゃならないと思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 了解しました。

では引き続きまして、2問目の質問に。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は、終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 朝日村開村130周年記念事業についてでございます。

朝日村は明治22年5月1日に誕生しました。旧古見村、針尾村、小野沢村、西洗馬村、4つの村の合併によるものです。その後、時代の流れ、国の動きに対応しながら平成元年、満100年を迎え、この年は開村100周年記念事業としてさまざまな企画が準備され、年間を通して村民参加型のイベントが実施されました。このことは平成元年、村の広報5月10日号に紙面2ページにわたって村民に事前の周知をしています。100周年記念事業の主なもので筆頭に上がるのは、村誌上巻と下巻の刊行です。9年の長きにわたり準備され発行されました。また、村民憲章と村の花、村花、村木の制定がありました。お夏踊りができたのもこの年でした。50年後の村民へのメッセージとしてタイムカプセルも埋設しました。

さて、来年は130周年を迎えます。ことし、村では、当初予算に1,000万円を計上して準備に入っています。また、村産材を使ったこだわりの新庁舎も、現在、その姿を見せ始め、その様子は村のホームページでも公開し、けさちょっと見たんですが、ドローンによる空中撮影もアップされております。村内外の注目を集めているところでございます。これらを踏まえて、以下の提案について村の考えを伺います。

1、新庁舎竣工祝いは開村130年の幕開けにふさわしく、次の100年へつなぐという意味からも開村130年のメインイベントとして実施する重要な事業と考えるが、いかがか。

2、予算化した1,000万円の内容について詳細が決まっていることと推察するが、具体的にどのような事業を考えているか。

3、来年の記念イベントは今から準備を進めないと間に合わないものがあります。村民参加型で皆で楽しめる体験型イベントとして、NHKの全国巡回ラジオ体操の招致はいかがか。

4、開村100周年記念として平成元年、村花・村木を制定しました。130周年記念として村の歌、村歌を制定したらいかがでしょうか。候補として「山は大きく」を提案したいです。これは平成5年の信州博覧会の村民ミュージカル「朝日村ファンタジー」のメインテーマ曲で、作詞は上條恒彦さんによるものです。朝日小学校の音楽会で現在も歌いつながっております。また、役場の電話の待ち受けメロディーにも使われております。こうしたことから広く村民になじみ、親しまれていることから提案をしたいと思っております。

また、5として、村民によって築かれた貴重な財産のデータ保存化です。村誌や公民館報、

村の広報などは、その時代を映す資料として村民手づくりの貴重な村の財産と言える。現在は紙による保存であり、資料の中には長年にわたる劣化も心配されたり、災害時対応としてもデータ化して保存することを提案したいです。これらはいずれも来年の予算化に必要なものもあります。私も提案をしたわけですが、村民から募る必要もあるかとは考えますが、とりあえず5項目についてお答えをお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の来年、開村130年記念、これに対する思いをいただきました。このご案内の130年記念につきましては、具体的に今、5項目の質問をいただいたところでございますが、私としましては、今、塩原議員がご指摘をされました平成元年の100年記念事業、実施しましたこの反省の上に、まずは今後、村としましては、この130周年につきましては、村内の各ジャンルの皆さんからご協力いただきまして、開村130年の記念事業実行委員会を立ち上げたいという計画。そして、ここで計画推進を図ってまいりたいと考えております。

そこで、せっかくでございますが、今5項目の提案がありましたので申し上げます。新庁舎の竣工はやはり開村130周年メイン、全くおっしゃられるとおりであります。私が来年完成を目指したその思いを申し上げますと、私が就任したときは平成19年ですから、119年目のときでございます。その前の役場庁舎につきましては、先ほど申し上げましたが、村に9億円しかなかったうちの3億円で役場を建てる、それで済んで終わりました。私はこれを実は就任したときに、就任して6月早々の議会で全議員に反対をされましたが、保留とさせていただいて、そして今に至っております。なぜなら、朝日村を朝日村として持続するためには、そのときには投資してはいけません。私が合併するつもりならば前任者を引き継いで取り組んでいました。それは塩原議員なら十分わかると思います。まずは財政問題であります。でありますので、ここは私もぐっと腹を決めまして、全議員に反対をされましたが、6月議会定例会の延長をお願いしまして、そして私の方針に了解をしていただいたというものでございます。そして今になります。

しかし、そのことが私の頭からは一度も離れておりません。でありますので、とにかく朝日村の役場、今、長野県の市町村役場では一番古い建物でありますから、いずれにしても新しい時代のために役場庁舎、村民の憩いの場であり、しかも当時も防災が大事なことであり

ましたから、防災の拠点としての役場庁舎を建てなきゃということで頭から離れませんでした。ただ建てればいいというものではありません。

そこで、どういう時期がいいかな。1つは、朝日村開村125周年という方法もありましたが、まだそのときは準備が整いませんでしたので、今回の130年まで待つという考え方で役場庁舎については進んできております。おかげさまで、そんな考え方の中でいよいよ来年、竣工を迎えられることは、私にとって、村民の皆さん、そして今までの議会、そして建設委員の皆さんには心から感謝をしているところでありますが、そういった中で、130年のまさにメーンの取り組みだということでもあります。

それから予算については総務課長から申し上げますので、次、全国の巡回ラジオについておきます。

私は村長就任のときに、閉塞した朝日村をいかに元気を出すか、私はそれを平成22年です——ことし小諸市で10月に、真打ち競演という今、テレビでPRをしています。平成22年に朝日村に、NHKの真打ち競演を誘致しました。そういうように、トップセールスは十分あちこちにしております。でありますので、今、巡回ラジオ体操につきましても、それを含めながらNHKさんとの絡みをしておりますし、いま一つは民放。ただ、民放の切なさは、金が要ります。1つには、コマーシャルの協力者を見つけてほしいとか、村が出してくれるとか民放さんの難しさがありますが、NHKにはそういうことがありませんので、その辺については、いずれにしても私が22年にそういうことを呼んだということをご理解いただければというように思っています。

また次に、記念村歌の制定ということでもあります。「山は大きく」はおかげさまで、平成5年の信州博のときの朝日村ファンタジーで、その後、小学校の生徒が歌い継いできているということは、これは非常に素晴らしいことだというふうに思っています。でありますので、今の村歌という表現まではいかなくても、これは実行委員会を立ち上げます。実行委員会の中で議論をしていただいたり、村歌となりますと、村民合意が必要でありますから、ただ上だけで動くわけにはいきませんので、そういった意味でどう捉えるかはこれからの課題というように思っております。

それから次に、資料のデータ管理であります。これはまさに一番大事なことだというように思っています。私としましては、100周年が、とにかく朝日村100年の記念を、素晴らしい記念賞をつくっていただきました。これで私も非常に村政運営で助かっている部分があります。すぐそこで見られますので、それで助かっていますが、そういった意味では、今後、

朝日村がそういうものをつくるには150年の区切りかな。それと、ここの130年でそういうものを発行することはどうかということがありますので、私は考えておりませんが、ただし、次の150年につなげるためには、今の資料をいかに管理するか。正しく管理することが大事なことでありますので、今、議員がご指摘の官報はご案内のとおり、縮刷版が出ていますから、これはこれでいけるかなと。それから、村誌については、先ほど申し上げましたように、150年をめどで考えたいと思いますが、そんな意味でということでもありますし、それから村の広報であります、朝日の大きな特徴は、村の広報の歴史は非常に新しい。朝日の特徴は、公民館報の、この記録が非常に朝日村の歴史であります。

戦後、朝日は村の広報を出すよりも公民館報で村政、それから社会教育の報道をやっておりました。これは朝日村の他にない、大きな特徴であります、昭和50年に朝日村広報を初めて発行していますから、42年前ということになります。歴史は非常に新しいものであります、これにつきましては平成21年以降についてはCDで保存をしています。でありますので、その前についてはまだそういう対応はしておりませんが、先日もこの質問がありましたので、広報の初めてのを見させていただきました。確かに傷んでいますから、今後の課題となるように思っています。

そこで、塩原議員、いま一つ質問を持っていました。記録の中でいわゆる100年からこの30年は何か。塩原議員が一番先に届きました映像であります。これは非常に貴重な資料でありますから、これにつきましては現在は、朝日村の記録映像につきましてはテレ松さんに委託していますが、平成23年のテルマサさんに移動する前の映像につきましては、テープを全てDVDに移行して管理をしています。そして、テレ松さんに移してもDVDで映していますので、これは貴重な資料かなと。でありますから、私の頭の中では130周年記念にはこの30年の歩みはこのDVDを使ったものでいきますとインパクトがあるかなというように考えていますが、これにつきましては、今後立ち上げます実行委員会に推進を図るところで検討していただきながら考えていきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 回答は、持ち時間が少なくなりましたが、2番の回答をもって説明をしていただきたいと思います。

○9番（塩原智恵美君） 総務課長の答弁が残っています。

○議長（清沢正毅君） だから、それをしてから終わりにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員の予算化した1,000万円の内容についてというご質問でございます。

本年度当初予算に、朝日村開村130周年記念事業費といたしまして1,000万円を計上させていただいております。先ほど、村長からお話がありましたとおり、庁舎建設事業を130周年記念事業に位置づけているため、まず竣工パンフレットの作成、それと新庁舎完成までの映像の作成と、全戸配布用のDVDの作成、それと新庁舎ロータリー内の整備とブロンズ像の作成、それと新庁舎に掲げます新庁舎竣工及び開村130周年の記念懸垂幕の作成を予定しておりますので、お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） あと30秒ございます。

塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、130年につきましては、いろんな関係の方たちの総参加型の成功するイベントになりますように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私はきょう、2問、質問をさせていただきます。

1番目としまして、耕作者を有害獣から擁護するには。

7月上旬から、山沿いの圃場には野猿の群れ三十数頭が出没し出し、出荷直前のズッキーニ畑やスイートコーン畑を食害で全滅させ、専業農家を落胆させ、作業意欲を低下させ、さらに高齢者の生きがいの場であるせんぜ畑の旬の野菜類にも食害をもたらし、もう山沿い周

辺での畑ではどんな作物を栽培しても猿の食害に遭遇し、猿の餌づくりに精を出しているようだ、そんな声が随所から届きます。この山沿い耕作者の声を村長はどのように捉え、今後の施策へ反映させるのか、お伺いいたします。

稲穂が垂れ始めたころの水田にイノシシが侵入し転げ回り、稲作に多大な損害をもたらす水田が発生しております。鳥獣防止柵の底部を持ち上げ、侵入した形跡も見られます。これらの事象の見回り管理までは行き届きません。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問の鳥獣被害についてでございます。

初めに、本年度の鳥獣による農作物等への被害でございますが、猿、イノシシによるものが多く、8月までの状況では、猿が11件で、モロコシ等を中心に13万円ほどの被害となっております。また、イノシシによるものが5件で、ズッキーニ等が多く、水田を含め2万円ほどの被害額となっております。これはあくまでも通報があったもので、職員が被害状況を確認し、一定の単価で算出したものでございますので、実際の被害数、被害額は増加するものと捉えております。

先ほど、齊藤議員のご質問にもお答えをしましたが、猿と同様、イノシシについても本年度は上古見地区を中心に、西洗馬地域の山沿いで被害が発生しております。イノシシの出没の状況は、林議員ご指摘のとおり、防止柵のネットを持ち上げ侵入するものが多い状況でございます。その際、ネットの補修は鳥獣被害防止対策協議会が材料の支給を行い、地元の皆さんに行っているのが現状でございます。ことしのように頻繁に出没が発生すると、柵の管理についても容易ではないと捉えております。しかしながら、被害を防ぐには防止柵の管理が必要であり、地元の皆さんに引き続き管理をお願いするところでございます。

そのほかの対策としまして、猿と同様、個体数の削減策が考えられ、これについては銃器によるものと、わな等の捕獲によるものでございます。イノシシについての駆除の許可は市町村長でやっており、当村では農家の代表としてJAが駆除申請を村へ行い、本年度は20頭の駆除許可を行っております。駆除従事者は猟友会議で、実績は上組地区で1頭でございます。そのほか、先ほどの答弁でも申し上げましたが、捕獲駆除に対する報奨制度でございます。これは野生鳥獣対策・管理対策事業として国庫補助の事業でございます。当村のように防止柵を設置していない市町村や、ニホンジカ等の被害が多い地域では取り組みがされてお

ります。この事業、制度については、当村での今後の取り組みについては、個体数や被害状況を見る中で猟友会と調整を行い、鳥獣被害防止対策協議会で検討がされると考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 山沿いの農家にとっては、今現在、ニホンザルの被害というのは、ほとんどの農作物に対応しています。ほとんどついていないのが今のところ、サツマイモと、あとは稲作の稲から始まって、それからニンジン、それからゴボウとかつくっていませんけれども、あと白葱、それから瓜、キュウリ関係ですと大麦、それからズッキーニもそうなんですけれども、ユウガオ、それからトウガン、本当にある場合もありまして、そんなことで個体数が減らない限り、猿が出没しないようにしなければ、もう稲作は、農業は成り立たないという声が頻繁に出てきまして、とにかく個体数をどうやって減らすかということについて、今のところ人災はありませんけれども、特に女性、もしくは子供さんにとっては、もうやはり大きな群れで来たのはボスに相当する、そういう大きな猿が人間を威嚇するぐらいな、もうそういうふうな状況です。

それで、なぜ、あの地区がそういう猿の食害に遭っているかということについては、行政はどのように捉えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上組地区での猿の被害が多いということでございますが、先ほども齊藤議員のご質問にもお答えしましたけれども、状況を見ますと、猿の出没する環境が、やはり緩衝帯ができていない場合は、立木を使って移動したり、また立木が防止柵に近いと、防止柵の網をよじ登って電牧線に触れずに移動するということが行われていますので、そのようなことから、ほかの村内の地域を見ても、上組なり西洗馬地域においては緩衝帯がまだ整備されていない状況ですので、そういうようなことから被害が発生していると考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） この猿の出没に関しては、私もやはり昨年の年末のころからお猿を見るものですからということで、それについては注目してまいりました。もろもろの周辺の情報等も聞き、特に私ども、山を隔てて塩尻市があるものですから、そちらの情報も入手しますと、基本的には塩尻市にいた三十数頭の群れは朝日村に移動したと。そういう情報が入っております。その情報が本当に正確であるかどうかについては、塩尻市のお猿の群れを生け捕りにしたときに発信機をつけたらしいんですよ。そして、GPSで確認しましたら、朝日地籍で活動しているということがわかって、その塩尻市の猟友会の人たちは、朝日に出張で来て対応できればいいんだけどねと、こんな冗談まじりな話もしていましたけれども、いずれにしても、そういう市と村の境界、場合によっては村と村の境界、そういうところがどうしても窮屈になるんじゃないかなと思います。

そんなことで、これに関しては、まず一番、先ほど齊藤議員のときの回答で、お猿の個体の削減目標は10頭だと言っていますけれども、現時点では1頭ということで、その中身については、やはりその目標がまだ大分先のように学べ、そしてかつ今まで食害になるものがだんだんなくなってきて、今度、そのお猿がどういう方向に移動するのか。そこにはもう餌がないと、多分他の地区に移動していくんじゃないかなと思います。いずれにしても、そんなことで個体数を減らすためには、銃器しかないんじゃないかなということのが一般の見方で、やはりロケット花火とか、それから爆竹とか、そんなものはもう全然用をなさないということで、やはり殺傷するしか手段はなかるうかというのが現状なんですけれども、そのためには、猟友会の協力をしていただける方に何としても報奨制を導入して、そしてより協力体制を強化し、なおかつ個々の隊員の方のモチベーションを高めていかないと、この状況は変わらないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の報奨制度を導入するかどうかについては、先ほどの範囲ではちょっとまだ不透明ですけれども、どのように思われているのか。平成30年度の予算にその導入費用を盛り込むのかどうなのか、それもお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 初めに、他市村の猿の対応されていた状況についてのお話がありました。朝日村については、いずれにしましても、猿の出ない、出にくい環境をつくっていくということが必要かと思っております。それが緩衝帯整備というものがあると思っておりますので、まず地域の役員さんを中心に緩衝帯整備というのをご理解をいただくような形をお願いをしたいと思っております。

それから、報奨制度についてでございますが、先ほどもお話をさせていただきましたが、まずは実際、駆除に携わる猟友会の皆さんと調整を行わせていただきまして、既に猟友会とは委託契約を結んでいる経過もありますので、その辺を十分図っていかない、と重複する部分もございますので、まず猟友会との調整が必要かと思っております。

また実際、来年どう取り組むかについては、村の鳥獣被害防止対策協議会の中で具体的に計画を詰めていくこととなりますので、現段階では予算化する、しないについてはお答えはできない状況でございますが、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 他村、ネット当たり、もろもろで拝見しますと、要は各地区、例えば今なら朝日の場合だったら、西洗馬地区のその一角がお猿の地区がやっている。そしてよそではニホンジカと、それでよしというようなことで、これは農林水産省の交付金等があって、そして基本的には有害鳥獣に関しては1頭当たり8,000円の交付金があるということで、それにそれぞれの地区の特性をあわせて、プレミアムをつけて対応していると。これはもうその地区の市町村の対応の仕方だと思いますけれども、ちなみに塩尻市の場合は、猿に関しては現時点では1万円の報奨金をつけていると。そのようなことで、やはり何とかしたいという、そういう思いを募らせるためには、それ相応の対応をしていかないと、この個体数の削減にはつながらないんじゃないかなと思います。その辺もあわせて検討していただきたいと思ひます。

それからあともう一つは、今現在、村長の議案説明の中では、有害鳥獣の防護柵は現在84%で、残りあと16%というところまでこぎつけていると。それはそれで非常にありがたいことなんですけれども、やはり私ども、お猿の出没状態なり彼らの行動を見ていますと、やはりそれなりの有害鳥獣の防護柵もただ設置するのではなくて、こうしなくちゃいけないん

じゃなかろうかなという考え方もございます。その辺について行政はどのようにその辺を捉えているのか。同じような形で、ただ、今後、未装備の16%を消化していくのか。いや、そうじゃなくて、そういう意見を取り入れて対応するのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 鳥獣柵の設置状況については、これまでのとおりで、ほぼ85%が今、村内済んでいるところでございます。残りについてでございますが、ことし29年度、御馬越に向けて鎖川の右岸を整備を行います。これが済みますと、実際、御馬越集落の鎖川を挟んで対岸からキャンプ場、そして御馬越原までの間が残ります。それからあと残っているところはスキー場周辺です。ですので、他の集落の地域とは若干変わってくる部分がありますので、特に観光施設のある部分については、今までどおりの柵でいいかどうかについては、少し協議会の中で検討が必要かなと思っているところでございますが、いずれにしても、今までのような柵をつくっていくには、先ほどから申し上げておりますように、緩衝帯整備をしていかないと、柵の十分な効果が出ないということは、ことしの被害状況を見てもわかりますので、引き続き緩衝帯整備と柵はセットで行っていきたいということで考えています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） お猿の特性というのか、機敏性というのか、彼らのああいう特性を十分にそれを防止できるような防護柵であるかどうかということに関しては、特に電撃柵のほうです。これについては相当研究しなくちゃいけないんじゃないかなと思います。今現在、ほとんど山側に電撃柵が3本、フラットバーでとめてあって、その下に絶縁物があって、その上にフラットバーがあると。彼らはその電撃柵の支柱というのか、それをとめているポールのところをずっと頂上までというのか、先端まで行って、そこからジャンピングして全く触れることなくそれを飛び越えて、もしそれが斜めになっていなくて垂直になっていたらどうなるかなというようなことで、やはりその辺も検討の余地は十分にあるんじゃないかな

と思います。そんなことで、あと残りの16%に関しては、やはりそれを方面にですね、特に電撃柵そのものの形状、それから設置の仕方、それについては十分に検討する余地があるんじゃないかと思いますが、その辺を対応していただきたいと思います。

あと、それから中山間総合整備事業では、6カ所の圃場の整備の計画がされていますけれども、御馬越原それから御道開渡のところ、それから北村、本郷ともに山沿いもしくは里山に近い、そういう箇所であると。それに対して、どういう対応をこの総合計画の中では考えているのか。いずれにしましても、やはり本郷地区もお猿は上組には出ていないんですけれども、あの地区も出ていますし、山沿いはどこに出ても不思議じゃないなど、そういう感覚でいますけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 中山間事業と有害鳥獣との関係ですけれども、先ほど小林議員のご質問の際にもお話をさせていただきました、これまでに村では鳥獣柵の設置をしてきて、山際と言われる についても鳥獣被害が減ってきているということの中で、さらにそこを農地として整備をして使っていきたいということでの中山間の整備に取り組むものがございます。引き続き鳥獣害、出る部分については対応していかなければいけないと思っておりますので、状況に応じた対応をしていきたいと思っております。

いずれにしましても、鳥獣柵を設置する前より被害が減ってきているということでございますので、中山間の総合整備事業を取り入れての活用をしていきたいということで考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 最後の質問になるんですけれども、広域連合体制です。この有害鳥獣の防除をするということを考えたらいかがかなというふうに私は思っているんですけれども、特に法律的な対応というようなことで、東山地区は、調べてみますと、塩尻市は猟友会の会員が105名ほどおられて、そしてお猿に対して対応できる方が常時40名おられると、非常にすごい馬力というのか、持っている。そこは片丘、それから木曾谷、奈良井地区、あ

の近辺まで。そして小曾部の谷というような形で非常に対応が早いというようなことで、もうほとんど塩尻市管内ではお猿をしとめたくてもしとめられないと。本当に、よそに出張していきたいというような形で、出張してきたいところは朝日村と、それから辰野町の横川溪谷のほうだというようなことをちらっと聞いております。

そんなことで、ぜひ、鳥獣被害の協議会の中で、広域での連帯というのを考えていただいて、これはもうそういう動きをとれば、これは猟友会の対応の融通性というのか、柔軟性がとれる体制になると思いますから、対応していただいて、有害鳥獣捕獲の許可証さえ持っていれば、朝日でも塩尻でもどこでも飛んでいけると、すぐ参ぜられるというようなことを、こう言っていただきたいと思うんですけども、その辺はどんな考えを持っておられるのか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 広域的な鳥獣の対策でございますけれども、猟友会も塩筑地区の支部ということで、広域的な団体がありますので、その辺は猟友会の会の中である程度統一的な形をとっていただかないと、それはなかなか行政を越えてということは難しいのではないかなということで考えておりますので、その辺は松本の塩筑の猟友会の協議会の中でまた議論をされるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしても、そんなことで対応は、場合によっては緊急を要しますし、とにかく平成30年度は開村130年になり、そういうことがなくて、煩わされないうで済むような対応をして、朝日村も総合計画の中では安心して暮らす生活基盤をつくる、それからあらゆる危険、災害から村民を守り、それから土地を有効活用すると、そのような5カ年計画になっていますから、それがやはりああだのどうだと、それが実施できるようなそういう態勢をぜひ整えていただきたいなと思います。これは要望で終わります。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 小学校トイレ改修に防災機能対策は。

平成30年度から2カ年計画で、建設から30年余り経過しているトイレ施設が改修される計画ですが、昨今の予期せぬ災害時でも使用できる水洗トイレや、停電時の電力確保への備えなどについて伺います。

災害発生で想定されるのは、断水や停電ではないでしょうか。この事象を考慮したトイレ改修事業はどのように計画し、対処されていくのかお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、林議員の小学校トイレ改修と防災機能対策について、お答えいたします。

先ほど中村議員のご質問にお答えいたしました。トイレ改修の舞台は今後の検討課題であります。既存のトイレの通常の改修工事で検討しているところであります。議員ご質問のとおり、非常時のトイレは大事な観点と考えます。先月、発表されました文科省の調査結果によりますと、4月1日現在、全国の公立小・中学校における非常時の防災機能であります。マンホールトイレの設置が13.5%、プールや雨水を利用できるトイレ設置が3.2%、携帯トイレや簡易トイレを確保している学校が34.6%という状況です。

今後、工事規模で改修工事に大きな費用が必要になることも考えられますので、単年度ではなく、先ほどお話ししたとおり、できれば単年度で行いたいんですが、複数年かけての計画も考えなければいけないかなと思っております。また、非常時の設備を含めるとすれば、これは教育委員会だけではなく、村としてどのような設備が適当であるかも含め、防災担当や関係各課と関係する今後の課題とも思います。

いずれにしても、トイレ改修を具体化し、例えば基礎のトイレ改修の中で防災機能をつけることが可能なのか、または防災機能がついたトイレを別途に新設しなければならないか。携帯トイレや簡易トイレを場所置きするかなどで、これも防災機能対応は設計段階から国の補助も含め、予算規模に合わせ検討していく内容と考えております。停電時の設備につきましては、これは全村的に検討する課題であると考えますので、防災担当など関係部署と検討すべき課題だと思っております。今は、全国の調査結果で34.6%と、最も多い設備であ

ります簡易トイレを防災倉庫に確保してありますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 小学校は避難場所にも指定されており、なおかつ避難所にもなっているわけです。そして、防災マップを見ますと、要するに小学校の校庭には3,396人、それから体育館には533人というような数字が載っております。例えば小学校で、あす運動会が開催されますけれども、校庭には屋外のトイレがないというような形で、避難してこられた方々が、やはり生理現象というのはもうついて回ることなものですから、その辺もどのように考えていくのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思いますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 今の緊急時に、さてどうするかということでありましてけれども、例えば先ほどお話ししたような緊急のトイレ、一つ例をとりますと、簡易トイレや雨水を使ったトイレなどを用意したとしても、下水道が破断されれば恐らく使えないだろうと。一番現実的に対応できる側だと思いますのは、これはあくまでも想定の中だけの回答でありますので、専門家の意見等を聞くことも必要かなと思います。一番理想的なのは簡易トイレ、携帯トイレの設置ではないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 現在、改修しようとしている小学校のトイレは、時代の流れで洋式トイレに全てしたいというような思いが、児童等の思いで、そういう該当箇所が前回、調べた範囲では33カ所ぐらいあるということで、和式から洋式に変わると、もうそれが 便座になって、そして今風で言いますと、洋式トイレの、たとえ断水、もしくはそういうときにおいても洋式トイレの中でためてある、その水を外に何らかの形でくみ出せばすぐそれに、通称トイレパットというような形ですぐそれを広げて使えば、それで全ての用を足すという

ような形で、他のもろもろを用意しなくても、それだけを用意すれば対応できるということで、そういう方法も一つの考え方じゃなかろうかなと。だから、簡易トイレもしくは対応するために、もろもろのそういう設備を要さなくても、一つの箇所をそういう思いでもし改修すれば、比較的対応が容易になるんじゃないかなと。

ただ、防災マップの条例で見ますと、小学校の避難所というのは体育館しか開放されませんから、体育館にあるトイレはもうほんの5つ足らずというふうな形ですから、それで対応できるかという、やはり教室のほうまで行かなくちゃいけないというようなことで、その辺も含めて対応しなくちゃいけないだろうと思いますけれども、やはり軽微な費用という中で、やるべき、やることをうまくやっておけば、意外とすんなりいくと。

いずれにしても、災害が発生すれば、ガイドラインはもう全てだめだというふうに想定して対応せざるを得ないんじゃないかなと思います。そうすると、例の水洗トイレは機能をなさない。そうすると、それにかわるもので何があるかということになるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のお考え、基本的な考えです、やはりその辺を例えば改修に当たっては和式を残す、和式を残すと、やはり便座らしきものを用意したり、それを和式のトイレパットみたいなのもあるみたいですが、それは非常に利用しにくいんじゃないかなと。やはり、座ってトイレパットを使うと非常に快適じゃないかなと思うんですけれども、その辺も含めて、どんな思いを持っておられるのか、再度お聞きしたいなと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 今の点につきまして、昨年12月の定例会の中でもお話ししてありますが、全てを洋式にするのか和式を残すのか、今後の検討というお話をさせていただきました。現実的には、恐らく全て洋式にしていくことが適切かなというように思っておりますけれども、いろんなご意見を参考にしながらということになると思います。いずれにしても、先ほどお話ししましたとおり、防災機能ということでもありますので、先ほどお話ししましたとおり、防災担当、また関係各課と連携をしながらトイレ改修をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番（林 邦宏君） もう要望になっちゃいますけれども、いずれにしましても、そういうもろもろの背景を含んだ改修工事になると思いますから、30年間、多少なり使ってきて、またこれから先、例のないような、そういう改修工事をぜひ実施して、子供らが満足して対応できるような方向に、ぜひ持って行っていただきたいと思います。これは要望です。
以上です。

○議長（清沢正毅君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で一般質問は全て終了いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時18分

平成29年朝日村議会9月定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成29年9月20日(水)午後1時30分開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第38号から第50号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第 6 議案第51号 指定管理者の指定について
- 第 7 発議第 4号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について
- 第 8 発議第 5号 軽油取引税の課税免除措置の継続を求める意見書について
- 第 9 発議第 6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- 第10 発議第 7号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 第11 発議第 8号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第12 議案提案説明
- 第13 議案内容説明
- 第14 議案第51号及び発議第4号から第8号までの質疑、討論、採決
- 第15 議員派遣について
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番 高橋 廣美 君

2番 中村 賢郎 君

3番 上條 俊策 君

5番 齊藤 勝則 君

6番	上 條 昭 三 君	7番	北 村 直 樹 君
8番	小 林 弘 幸 君	9番	塩 原 智 恵 美 君
10番	林 邦 宏 君	11番	清 沢 正 毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 村 武 雄 君	教 育 長	二 茅 芳 郎 君
会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 文 枝 君
住 民 福 祉 課 健 康 づ く り 担 当 課 長	原 貞 子 君	生 活 環 境 課 長	塩 原 康 視 君
産 業 振 興 課 長	上 條 靖 尚 君	会 計 課 長	林 さ と み 君
教 育 次 長	清 沢 光 寿 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 高 山 義 教 君

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 定刻の時間となりました。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

7番 北村直樹 議員

8番 小林弘幸 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会、小林委員長。

〔総務産業常任委員長 小林弘幸君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林弘幸君） 総務産業常任委員会に付託されました陳情2件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は9月12日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第4号 免税軽油制度の継続を求める陳情書につきましては採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、当村の冬場の健康づくりや観光に寄与しているあさひプライムスキー場の指定管理者からの陳情であり、慎重に審査した結果、広くスキー場産業や農業における作業機械に使用する軽油の免税制度につきましては、継続が必要であるとの見地から、全会一致で採択されたものです。

次に、陳情第6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情につきましても、慎重審査の結果、採択となり、関係機関へ意見書を提出したいと思います。

審査の主な経過を申し上げますと、地方自治体は脆弱な財源にもかかわらず、森林の持つ多面的かつ公益的機能を維持管理するため、不断の努力を重ねてきています。将来にわたり国土を保全し、持続的な森林づくりを可能にするために、新たな税財源として全国的な森林環境税の導入が必要であるとの考えから、全会一致で採択されたものです。

以上、報告といたします。

○議長（清沢正毅君） 次に、社会文教常任委員長、林委員長。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願、陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された請願1件、陳情1件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条及び95条の規定により報告いたします。

委員会は9月12日に開催し、慎重審査の結果、請願第2号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書につきましては採択となりました。よって、関係機関へ意見書を提出したいと思います。

審査の主な経過を申し上げますと、2011年に改正されました義務教育水準の維持向上のための義務標準法にもかかわらず、国費での35人学級がいまだ実現していない現状であり、都道府県や市町村がその負担を余儀なくされております。早期に国の負担における適正な教員配

置等の改善が必要との認識から、この請願を全会一致で採択いたしました。

次に、請願第5号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書につきましても、慎重審査の結果、採択となりました。よって、関係省庁へ意見書を提出いたしたいと思っております。

審査の主な経過を申し上げますと、高等学校教育の担い手として私立高校の果たす役割は、多様かつ重要と言えます。しかしながら、私立高校は公立高校に比べ授業料、学納金等多額であることから、保護者の負担が大きくなっております。このことから、助成の継続を必要と考え、この陳情を全会一致で採択いたしました。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、陳情第4号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第38号から第50号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第38号から第50号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第38号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成28年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第41号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第42号 平成28年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第42号は認定されました。

次に、議案第43号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第44号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題

といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第45号 平成28年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第46号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第47号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成29年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成29年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第51号及び発議第4号から第8号までの上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、議案第51号及び日程第7、発議第4号から日程第11、発議第8号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第12、ただいま提出されました議案のうち、初めに議案第51号について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、指定管理1件でございます。

この案件は、針尾加工所につきまして、朝日村特産品を考える会が平成28年3月をもって契約満期に伴いまして更新がされませんでしたので、このたび指定管理者の公募によりまして、朝日果樹クラブを選定し、指定管理者とすることにつきまして議会の承認をお願いするものでございます。

なお、指定期間は本年10月1日から平成34年3月末日までとするものでございます。

以上、提案いたしました追加議案につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほど賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 次に、発議第4号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員会、小林委員長。

〔総務産業常任委員長 小林弘幸君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林弘幸君） 発議第4号、議案提案理由の説明を行います。

総務産業常任委員会では、9月12日に常任委員会を開催し、以下の審議を行いました。

現在、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げがされていますが、この措置は平成29年度までの時限措置となっています。これまでの社会資本整備総合交付金事業における村道事業の補助率の嵩上げ措置が切れることは、財政力の低い当村にとっては大変な痛手となります。

よって、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書を、関係機関へ提出することが必要であると全会一致で決定し、発議第4号として提案するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（清沢正毅君） この際、お諮りをいたします。

発議第5号から第8号までの議案提案説明については、先ほどの常任委員長からの報告の際、それぞれ採択理由と説明がありましたので、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号から発議第8号までについては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第13、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 2時15分

○議長（清沢正毅君） 本会議を再開いたします。

◎議案第51号及び発議第4号から第8号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第14、議案第51号及び発議第4号から第8号までについて質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第51号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 軽油取引税の課税免除措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（清沢正毅君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げ

げます。

去る7日に開会されました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございます。

議員の皆様におかれましては、14日間に及ぶ会期中、前年度決算審査を初め、熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり認定または承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

特に、平成28年度の決算におきましては、おかげさまで議員の皆様を初め村民の皆様のご理解、ご協力を賜り、また役場職員の努力によりまして各種事業の実施を着実に進め、財政の健全化を引き続き図ることができました。さらに、公共料金全13会計の収納率の向上を図ることができております。

また、今期定例会におきまして、議員の皆様からいただきました村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、検討をさせていただきます、懸案事項であります100年の計の役場新庁舎の建設、農業立村としての県営中山間総合整備事業等につきまして、精力的に取り組んでまいり所存でございます。

さて、今定例会冒頭の提案説明の際申し上げましたが、北朝鮮の我が国上空を飛翔しました弾道ミサイルは、去る8月29日に続きまして、この今月の15日にも発射されたところでございます。短期間、前回から18日での再発射は国民に大きな不安と恐怖となっております。極めて危険な朝鮮半島情勢は、世界の大国でありますアメリカ、中国、ロシア等が国際社会での連携、連帯ができない限り、我が国国民の不安、脅威は続くものと存じます。政府には、各国に理解、協力がされますよう、今後、対応を十分願うものでございます。

次に、去る17日の日曜日に、九州に上陸をしました大型台風18号は、四国、近畿、北陸、東北沖、北海道等、日本列島を縦断をしました。特に、西日本では50年に1度という記録的短期間豪雨災害や強風による倒壊等大災害となりました。改めて、犠牲者の皆様に心からご冥福をお祈りし、災害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧により、住民の皆様の安全、安心、安寧が戻ることを願うものでございます。

この大型台風18号によります当地域の気象予報は、18日の月曜日の未明に台風の中心が富山県、石川県を北上する報道でありましたので、強風による被害が心配されたところでございます。しかも、17日の日曜日の午後6時半ごろに、気象庁からJアラートによります豪雨災害警報が発せられましたので、私は、職員とともに深夜にわたり非常態勢を役場でとったところでございます。おかげさまで、当村では人的、家屋、農作物等大きな被害がなく、安堵したところでございますが、ただ、山林につきましては倒木の箇所が何カ所ありまして、

野俣林道を18日の月曜日に入山禁止といたしました。また、仮設でございますが鉢盛登山道につきましては、安全を確認次第、再開してまいる所存でございます。

次に、お盆の恒例行事であります地区対抗野球大会は、本年70回という節目の年でございます。近年は、参加チームが減少しておりますが、時代の変化に合わせて大会は1日だけとなっております。そこで、かねてから懸案でありました優勝旗を更新しまして、若者が参加しますこの大会が今後とも継続し、盛会になりますよう期待をいたしているところでございます。

次に、新役場庁舎建設資金の寄附行為についてでございます。

今定例会冒頭の提案説明で、新庁舎建設資金としまして松本市の大澤明三様から多額の浄財を寄贈いただいた報告をいたしたところでございますが、その後、このたび、中組の三村篤志様から、庁舎建設資金として貴重な浄財100万円をご寄附いただきました。寄附者の三村篤志様には、この場をおかりして改めて感謝を申し上げるものでございます。受納いたしました浄財は、寄附者の意を尊重しまして有効利用させていただく所存でございます。

終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目であり、健康には十分ご留意をされ、村政発展のため一層のご尽力を賜りますよう期待をいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成29年朝日村村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時32分